

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第164期) 至 平成24年3月31日

株式会社きらやか銀行

(E03636)

第164期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社きらやか銀行

目 次

頁

第164期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	38
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	38
第3 【設備の状況】	41
1 【設備投資等の概要】	41
2 【主要な設備の状況】	42
3 【設備の新設、除却等の計画】	43
第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
2 【自己株式の取得等の状況】	55
3 【配当政策】	56
4 【株価の推移】	56
5 【役員の状況】	57
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	59
第5 【経理の状況】	69
1 【連結財務諸表等】	70
2 【財務諸表等】	125
第6 【提出会社の株式事務の概要】	154
第7 【提出会社の参考情報】	155
1 【提出会社の親会社等の情報】	155
2 【その他の参考情報】	155
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	156

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月26日

【事業年度】 第164期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

【会社名】 株式会社きらやか銀行

【英訳名】 Kirayaka Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 栗野 学

【本店の所在の場所】 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

【電話番号】 023（631）0001（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 青木 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階
株式会社きらやか銀行 東京支店

【電話番号】 03（3365）1131（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支店長 鈴木 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社きらやか銀行 東京支店

（東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	30,689	30,115	27,334	26,428	25,881
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	△1,956	△4,155	1,997	2,112	1,770
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	百万円	△3,514	△4,726	2,298	1,314	1,579
連結包括利益	百万円	—	—	—	△253	2,350
連結純資産額	百万円	27,773	31,428	51,686	50,750	52,375
連結総資産額	百万円	1,156,285	1,141,280	1,176,498	1,211,466	1,270,494
1株当たり純資産額	円	267.01	185.49	241.80	234.66	246.93
1株当たり当期純利益金額（△は1株当たり当期純損失金額）	円	△55.14	△38.32	16.29	7.46	9.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	9.06	3.25	4.14
自己資本比率	%	2.38	2.74	4.38	4.17	4.10
連結自己資本比率（国内基準）	%	6.89	8.73	10.37	9.35	9.13
連結自己資本利益率	%	△17.71	△16.04	5.54	2.57	3.07
連結株価収益率	倍	—	—	5.03	11.12	11.77
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△46,525	△5,050	△1,144	33,873	25,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△17,001	18,598	△23,954	△23,550	△30,658
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,783	△477	10,976	△6,582	△730
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	29,672	42,743	28,620	32,361	26,809
従業員数〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,104 [328]	1,026 [295]	1,012 [295]	1,014 [295]	1,013 [280]

(注) 1. 当行は、平成20年10月1日付で、親会社である株式会社きらやかホールディングスを吸収合併消滅会社、当行を吸収合併存続会社として合併しておりますが、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)第212項に従い、子会社である当行の個別財務諸表における合併に係る会計処理を一旦振り戻し、改めて当行を吸収合併消滅会社、株式会社きらやかホールディングスを吸収合併存続会社であるとみなして連結財務諸表を作成しております。

このため、期首時点において株式会社きらやかホールディングスが議決権の100%を直接保有していたきらやかカード株式会社及びきらやかリース株式会社については、期首時点で既に当行の子会社であったものとみなして連結財務諸表を作成しております。

なお、平成19年度については、参考情報として株式会社きらやかホールディングスに係る連結財務諸表等の計数を記載しております。

また、株式会社きらやかホールディングスは、平成20年7月1日付できらやかリース株式会社の株式(議決権割合92.6%)を昭和リース株式会社に譲渡しており、平成20年度末現在、きらやかリース株式会社は、当行の関係会社には該当しておりません。

2. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

7. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

8. 平成19年度の連結株価収益率については、当行は、上場会社である株式会社きらやかホールディングスの100%子会社であり、当行株式は上場ないし店頭登録していないため、記載しておりません。

9. 平成20年度の連結株価収益率については、連結当期純損失であるため記載しておりません。

(参考情報)

平成19年度の株式会社きらやかホールディングスに係る主要な経営指標等

連結経常収益 (百万円)	連結経常損失 (百万円)	連結当期純損失 (百万円)	連結純資産額 (百万円)	連結総資産額 (百万円)	1株当たり 純資産額 (円)	1株当たり当期 純損失金額 (円)
38,997	1,445	3,113	29,973	1,166,485	175.14	25.17

自己資本比率 (%)	連結自己資本比率 (国内基準) (%)	営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	現金及び現金 同等物の期末 残高 (百万円)	従業員数 [外、平均臨時 従業員数] (人)
2.55	7.15	△37,098	△22,028	6,487	29,672	1,153 [334]

(注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国内基準を採用しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第160期	第161期	第162期	第163期	第164期
決算年月		平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
経常収益	百万円	30,588	27,683	26,407	25,643	25,278
経常利益（△は経常損失）	百万円	△2,043	△3,976	1,789	1,964	1,636
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	△3,640	△4,600	2,198	1,170	1,536
資本金	百万円	7,700	7,700	17,700	17,700	17,700
発行済株式 総数	普通株式	千株	103,333	129,714	129,714	129,714
	第Ⅰ種優先株式	千株	—	—	—	—
	第Ⅱ種優先株式	千株	—	7,000	—	—
	第Ⅲ種優先株式	千株	—	—	100,000	100,000
純資産額	百万円	27,743	31,553	51,688	50,604	52,087
総資産額	百万円	1,155,965	1,139,613	1,175,153	1,210,524	1,269,586
預金残高	百万円	1,087,678	1,071,933	1,088,115	1,125,261	1,166,270
貸出金残高	百万円	852,261	856,940	877,241	891,950	926,593
有価証券残高	百万円	219,441	202,800	232,267	253,566	282,652
1株当たり純資産額	円	268.48	187.40	242.88	234.62	246.15
1株当たり 配当額	普通株式	円	7.50	1.00	2.00	3.00
	第Ⅰ種優先株式	円	37.06	—	—	—
	第Ⅱ種優先株式	円	—	—	—	—
	第Ⅲ種優先株式	円	—	—	1.84	3.46
(内1株当 たり中間配 当額)	普通株式	(円)	(7.50)	(1.00)	(1.50)	(1.50)
	第Ⅰ種優先株式	(円)	(37.06)	(1.00)	(1.00)	(1.00)
	第Ⅱ種優先株式	(円)	(1.00)	(1.00)	(1.00)	(1.00)
	第Ⅲ種優先株式	(円)	(1.00)	(1.00)	(1.73)	(1.62)
1株当たり当期純利益 金額（△は1株当たり 当期純損失金額）	円	△57.11	△37.34	15.52	6.35	9.34
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	8.67	2.90	4.02
自己資本比率	%	2.40	2.76	4.39	4.18	4.10
単体自己資本比率（国 内基準）	%	6.94	8.78	10.35	9.31	9.10
自己資本利益率	%	△18.16	△15.51	5.28	2.28	2.99
株価収益率	倍	—	—	5.28	13.07	12.20
配当性向	%	—	—	12.88	47.24	32.11
従業員数〔外、平均臨 時従業員数〕	人	1,040 [294]	932 [279]	918 [278]	924 [281]	932 [273]

- (注) 1. 当行は、平成20年10月1日付で、親会社である株式会社きらやかホールディングスを吸収合併消滅会社、当行を吸収合併存続会社として合併いたしました。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 第164期(平成24年3月)中間配当についての取締役会決議は平成23年11月9日に行いました。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 第160期(平成20年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないので記載しておりません。
6. 第161期(平成21年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
8. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
9. 第160期(平成20年3月)の株価収益率については、当行は、上場会社である株式会社きらやかホールディングスの100%子会社であり、当行株式は上場ないし店頭登録していないため、記載しておりません。
10. 第161期(平成21年3月)の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
11. 第160期(平成20年3月)及び第161期(平成21年3月)の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

大正 3 年 1 月	山形殖産株式会社創業
大正 5 年 3 月	無尽営業の免許を受け商号を山形殖産無尽株式会社と変更
昭和17年12月	置賜共栄無尽株式会社合併
昭和18年 2 月	酒田無尽株式会社合併
昭和26年10月	相互銀行法の施行に伴い商号を株式会社殖産相互銀行と変更
昭和30年 6 月	内国為替業務取扱開始・日本勸業銀行と為替契約締結
昭和47年 1 月	勤労者財産形成促進法に基づく財形預金取扱開始
昭和47年12月	日本銀行と信用取引契約締結
昭和48年 5 月	外国通貨両替業務開始
昭和51年 7 月	第一次オンラインスタート
昭和55年 3 月	外国為替業務開始
昭和58年 4 月	国債窓口販売業務開始
昭和60年 8 月	第二次オンラインスタート
昭和62年 3 月	株式会社山形銀行と C D 共同利用提携
昭和62年 6 月	ディーリング業務開始
平成元年 2 月	普通銀行に転換し商号を株式会社殖産銀行と変更
平成 2 年 6 月	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
平成 5 年 2 月	外国為替コルレス業務開始
平成 7 年 1 月	信託代理店業務開始
平成 9 年 2 月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成10年 5 月	第三次オンラインスタート
平成10年12月	投資信託窓口販売業務開始
平成12年10月	株式会社山形銀行・株式会社山形しあわせ銀行と提携し「ふるさと山形ネットサービス」(F Y ネット)のサービススタート
平成13年 3 月	第三者割当増資完了(資本金77億円)
平成13年 4 月	損害保険商品窓口販売業務開始
平成14年 1 月	郵便貯金との A T M 提携開始
平成14年 3 月	東北の第二地銀 4 行と提携し「東北おむすび隊」のサービススタート
平成14年10月	生命保険商品窓口販売業務開始
平成16年 4 月	株式会社アイワイバンク銀行(現株式会社セブン銀行)との A T M 提携開始
平成16年10月	株式会社山形しあわせ銀行との「経営統合に関する基本合意書」締結
平成17年10月	株式会社山形しあわせ銀行と共同持株会社「株式会社きらやかホールディングス」設立 東証二部上場を株式会社きらやかホールディングスに引き継ぐ
平成19年 5 月	株式会社山形しあわせ銀行と合併し、商号を株式会社きらやか銀行と変更
平成20年 6 月	インターネット支店「ネットきらやかさくらんぼ支店」開設
平成20年10月	株式会社きらやかホールディングスを吸収合併
平成21年 3 月	仙台支店泉出張所新設
平成24年 3 月	山形県内 4 信用金庫との A T M 業務提携サービス開始

3 【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社4社及び関連会社（持分法適用関連会社）2社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の窓販業務等を行い、これらの業務の取引推進に積極的に取り組んでおり、中核業務と位置づけております。

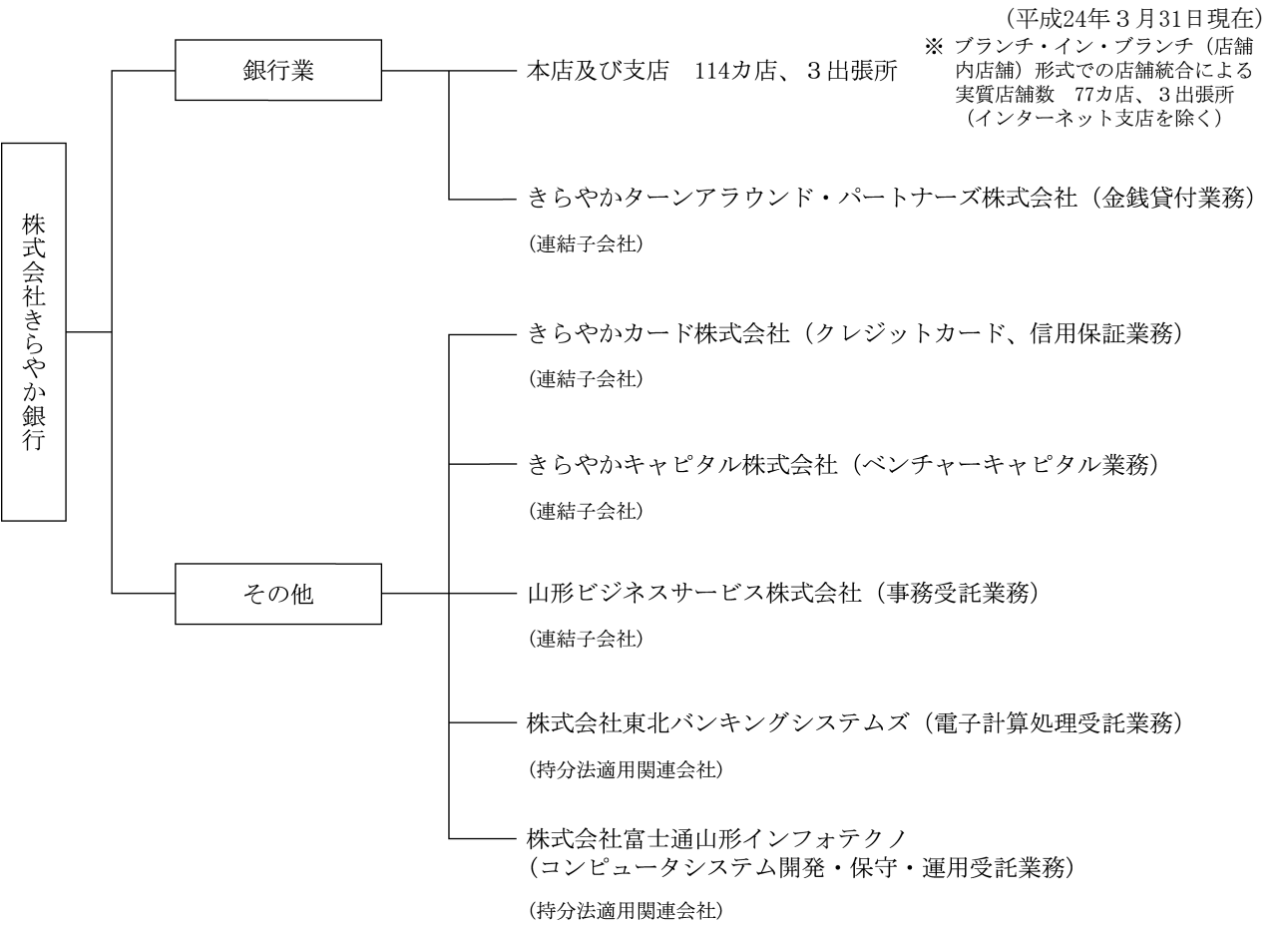
また、連結子会社のきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社において金銭貸付業務を行っております。

〔その他〕

連結子会社のきらやかカード株式会社においてクレジットカード及び信用保証業務、きらやかキャピタル株式会社においてベンチャーキャピタル業務、山形ビジネスサービス株式会社において事務受託業務を行っております。

また、持分法適用関連会社の株式会社東北バンキングシステムズにおいて電子計算処理受託業務、株式会社富士通山形インフォテクノにおいてコンピュータシステム開発・保守・運用受託業務を行っております。

以上述べた事項を事業等系図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等(人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
きらやかカード株式会 社	山形県 山形市	30	その他	所有 100.0 (―) [―]	4 (3)	―	預金取引関係	当行から建物 の一部賃借	―
きらやかキャピタル株 式会社	山形県 山形市	30	その他	所有 55.0 (20.0) [―]	4 (3)	―	預金取引関係	当行から建物 の一部賃借	―
きらやかターンアウ ンド・パートナーズ株 式会社	山形県 山形市	55	銀行業	所有 100.0 (―) [―]	1 (0)	―	預金取引関係	当行から建物 の一部賃借	―
山形ビジネスサービ ス株式会社	山形県 山形市	10	その他	所有 100.0 (―) [―]	2 (2)	―	預金取引関係	当行から建物 の一部賃借	―
(持分法適用関連会社)									
株式会社東北バンキ ングシステムズ	山形県 山形市	60	その他	所有 28.4 (―) [―]	2 (2)	―	預金取引関係 金銭貸借関係	当行から土地 の一部賃借	―
株式会社富士通山形イ ンフォテクノ	山形県 山形市	60	その他	所有 49.0 (―) [―]	2 (1)	―	預金取引関係	当行から建物 の一部賃借	―

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	932 [273]	81 [7]	1,013 [280]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員434人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 出向者数は、出向先(就業先)の従業員数に含んでおります。

(2) 当行の従業員数

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
932 [273]	40.1	18.5	5,277

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員385人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 出向者数は、出向先(就業先)の従業員数に含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行の従業員組合は、きらやか銀行従業員組合ときらやか銀行労働組合があり、組合員数は、きらやか銀行従業員組合752人、きらやか銀行労働組合13人であります。
- 両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。
7. 常務執行役員1人、執行役員10人は、従業員数に含めて記載しております。
- 執行役員1人は、出向しており従業員数に含めておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

〔国内経済〕

平成23年度における我が国経済は、東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が続くなど、厳しい状況からのスタートとなりました。その後、サプライチェーンの急速な復旧等と共に持ち直してきましたが、夏以降の急速な円高の進行や欧州の政府債務危機等を背景とした世界経済の減速が、景気を持ち直しを緩やかなものにしております。日経平均株価につきましては3月末に1万円台を維持して取引を終え、年間では2年ぶりの上昇で、昨年3月末の終値を3%上回る結果となりました。

〔県内経済〕

山形県内におきましては、雇用・所得環境が改善傾向を辿っているほか、消費についても回復傾向にあります。今後、東日本大震災の復旧・復興工事が本格化してくるとみられ、先行きの県内経済に対しプラスの影響を及ぼしていくことが期待されております。

〔業績〕

このような経済環境のもと当行は、地域の中小企業のお取引先の本業支援と地域経済の活性化に貢献するために、中小企業融資の拡大を営業の柱として業務を推進してまいりました。

総預金（譲渡性預金含む）は個人預金が増加したことなどから、前連結会計年度末比408億29百万円増加の1兆1,736億39百万円となりました。

貸出金は中小企業向け貸出が増加したことなどから、前連結会計年度末比341億5百万円増加の9,277億80百万円となりました。

有価証券は地方債や社債での運用が増加したことなどから、前連結会計年度末比291億87百万円増加の2,820億59百万円となりました。

損益状況につきましては、連結経常収益は、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少等により、前年同期比5億47百万円減少の258億81百万円となりました。一方、連結経常費用は、預金金利の低下による預金利息の減少等により、前年同期比2億5百万円減少の241億10百万円となりました。その結果、連結経常利益は、前年同期比3億42百万円減少の17億70百万円となりました。

また、連結当期純利益は、前年同期比2億65百万円増加の15億79百万円となりました。

うち、銀行業の経常収益は252億78百万円、経常費用は236億42百万円となり、その結果、経常利益は16億36百万円となりました。

〔キャッシュ・フローの状況〕

キャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度末における現金および現金同等物は、前連結会計年度末より55億51百万円減少し、268億9百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

預金に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	37,001	預金の受入による流入
当連結会計年度	40,812	預金の受入による流入

譲渡性預金に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	5,150	譲渡性預金の受入による流入
当連結会計年度	70	譲渡性預金の受入による流入

貸出金に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	△14,478	貸出金の増加による流出
当連結会計年度	△34,098	貸出金の増加による流出

コールローンに関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	1,000	コールローンの減少による流入
当連結会計年度	△3,200	コールローンの増加による流出

コールマネーに関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	—	—
当連結会計年度	10,000	コールマネーの増加による流入

借入金（劣後特約付借入金を除く）に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	1,300	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入
当連結会計年度	8,040	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入

営業活動によるキャッシュ・フローに関する前連結会計年度及び当連結会計年度のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）
前連結会計年度	33,873
当連結会計年度	25,836

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の取得に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	△147,718	有価証券の取得による流出
当連結会計年度	△235,436	有価証券の取得による流出

有価証券の売却に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	103,834	有価証券の売却による流入
当連結会計年度	192,761	有価証券の売却による流入

有価証券の償還に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	20,809	有価証券の償還による流入
当連結会計年度	12,210	有価証券の償還による流入

投資活動によるキャッシュ・フローに関する前連結会計年度及び当連結会計年度のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）
前連結会計年度	△23,550
当連結会計年度	△30,658

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当支払に関する前連結会計年度、当連結会計年度のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	△681	配当金の支払による流出
当連結会計年度	△724	配当金の支払による流出

財務活動によるキャッシュ・フローに関する前連結会計年度及び当連結会計年度のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）
前連結会計年度	△6,582
当連結会計年度	△730

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前連結会計年度比 2 億70百万円増加の192億59百万円、役務取引等収支は 2 億86百万円増加の17億44百万円、その他業務収支は 6 億92百万円減少の△ 3 億97百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前連結会計年度比15百万円減少の 5 億98百万円、役務取引等収支は 1 百万円減少の 6 百万円、その他業務収支は 4 億59百万円減少の△ 4 億23百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支が前連結会計年度比 2 億55百万円増加の198億57百万円、役務取引等収支が 2 億86百万円増加の17億51百万円、その他業務収支が11 億52百万円減少の△ 8 億21百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	18,989	613	—	19,602
	当連結会計年度	19,259	598	—	19,857
うち資金運用収益	前連結会計年度	21,487	737	118	22,105
	当連結会計年度	21,205	692	92	21,805
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,497	123	118	2,503
	当連結会計年度	1,946	93	92	1,947
役務取引等収支	前連結会計年度	1,458	7	—	1,465
	当連結会計年度	1,744	6	—	1,751
うち役務取引等収益	前連結会計年度	3,212	13	—	3,225
	当連結会計年度	3,303	11	—	3,315
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,753	6	—	1,760
	当連結会計年度	1,558	4	—	1,563
その他業務収支	前連結会計年度	295	36	—	331
	当連結会計年度	△397	△423	—	△821
うちその他業務収益	前連結会計年度	485	36	—	521
	当連結会計年度	350	34	—	384
うちその他業務費用	前連結会計年度	189	—	—	189
	当連結会計年度	748	458	—	1,206

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券及び貸出金の増加により前連結会計年度比440億51百万円増加の1兆2,024億95百万円、利回りは前連結会計年度比0.09ポイント低下の1.76%、受取利息は前連結会計年度比2億82百万円減少の212億5百万円となりました。

また、資金調達勘定平均残高は、預金の増加により前連結会計年度比423億81百万円増加の1兆1,791億93百万円、利回りは前連結会計年度比0.05ポイント低下の0.16%、支払利息は前連結会計年度比5億51百万円減少の19億46百万円となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比15億80百万円増加の434億60百万円、利回りは前連結会計年度比0.16ポイント低下の1.59%、受取利息は前連結会計年度比45百万円減少の6億92百万円となりました。

また、資金調達勘定平均残高は、前連結会計年度比15億78百万円増加の435億14百万円、利回りは前連結会計年度比0.08ポイント低下の0.21%、支払利息は前連結会計年度比30百万円減少の93百万円となりました。

この結果、合計の資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比440億73百万円増加の1兆2,027億62百万円、利回りは前連結会計年度比0.09ポイント低下の1.81%、受取利息は前連結会計年度比3億円減少の218億5百万円となりました。

また、資金調達勘定平均残高は、前連結会計年度比424億円増加の1兆1,795億13百万円、利回りは前連結会計年度比0.06ポイント低下の0.16%、支払利息は前連結会計年度比5億56百万円減少の19億47百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,158,444	21,487	1.85
	当連結会計年度	1,202,495	21,205	1.76
うち貸出金	前連結会計年度	853,940	19,311	2.26
	当連結会計年度	876,770	18,634	2.12
うち商品有価証券	前連結会計年度	220	2	0.97
	当連結会計年度	225	2	0.96
うち有価証券	前連結会計年度	234,725	1,991	0.84
	当連結会計年度	255,088	2,418	0.94
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	27,105	29	0.10
	当連結会計年度	26,516	27	0.10
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	817	1	0.21
	当連結会計年度	701	2	0.31
資金調達勘定	前連結会計年度	1,136,812	2,497	0.21
	当連結会計年度	1,179,193	1,946	0.16
うち預金	前連結会計年度	1,120,968	2,151	0.19
	当連結会計年度	1,159,645	1,655	0.14
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,073	8	0.26
	当連結会計年度	6,356	16	0.26
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	191	0	0.10
	当連結会計年度	368	0	0.11
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金・社債	前連結会計年度	12,443	331	2.66
	当連結会計年度	12,662	267	2.11

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度4,048百万円、当連結会計年度3,692百万円)を控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	41,880	737	1.75
	当連結会計年度	43,460	692	1.59
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	41,357	733	1.77
	当連結会計年度	42,910	690	1.60
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	37	1	4.53
	当連結会計年度	38	1	4.40
資金調達勘定	前連結会計年度	41,936	123	0.29
	当連結会計年度	43,514	93	0.21
うち預金	前連結会計年度	294	1	0.52
	当連結会計年度	316	1	0.49
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金・社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等を含めております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度一百万円、当連結会計年度一百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,200,324	41,635	1,158,689	22,224	118	22,105	1.90
	当連結会計年度	1,245,956	43,193	1,202,762	21,897	92	21,805	1.81
うち貸出金	前連結会計年度	853,940	—	853,940	19,311	—	19,311	2.26
	当連結会計年度	876,770	—	876,770	18,634	—	18,634	2.12
うち商品有価証券	前連結会計年度	220	—	220	2	—	2	0.97
	当連結会計年度	225	—	225	2	—	2	0.96
うち有価証券	前連結会計年度	276,083	—	276,083	2,724	—	2,724	0.98
	当連結会計年度	297,998	—	297,998	3,108	—	3,108	1.04
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	27,105	—	27,105	29	—	29	0.10
	当連結会計年度	26,516	—	26,516	27	—	27	0.10
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	854	—	854	3	—	3	0.40
	当連結会計年度	740	—	740	3	—	3	0.52
資金調達勘定	前連結会計年度	1,178,748	41,635	1,137,113	2,621	118	2,503	0.22
	当連結会計年度	1,222,707	43,193	1,179,513	2,039	92	1,947	0.16
うち預金	前連結会計年度	1,121,263	—	1,121,263	2,152	—	2,152	0.19
	当連結会計年度	1,159,961	—	1,159,961	1,657	—	1,657	0.14
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,073	—	3,073	8	—	8	0.26
	当連結会計年度	6,356	—	6,356	16	—	16	0.26
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	191	—	191	0	—	0	0.10
	当連結会計年度	368	—	368	0	—	0	0.11
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金・社債	前連結会計年度	12,443	—	12,443	331	—	331	2.66
	当連結会計年度	12,662	—	12,662	267	—	267	2.11

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度4,048百万円、当連結会計年度3,692百万円)を控除して表示しております。

2. 資金運用勘定及び資金調達勘定における平均残高及び利息の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前連結会計年度に比べ91百万円増加し、33億3百万円となりました。

また、役務取引等費用は前連結会計年度に比べ1億95百万円減少し、15億58百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は前連結会計年度に比べ2百万円減少し、11百万円となりました。

また、役務取引等費用も前連結会計年度に比べ2百万円減少し、4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	3,212	13	—	3,225
	当連結会計年度	3,303	11	—	3,315
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,115	—	—	1,115
	当連結会計年度	1,109	—	—	1,109
うち為替業務	前連結会計年度	975	11	—	987
	当連結会計年度	950	10	—	960
うち証券関連業務	前連結会計年度	42	—	—	42
	当連結会計年度	51	—	—	51
うち代理業務	前連結会計年度	49	—	—	49
	当連結会計年度	41	—	—	41
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	18	—	—	18
	当連結会計年度	17	—	—	17
うち保証業務	前連結会計年度	191	1	—	193
	当連結会計年度	182	1	—	183
うち投信窓販業務	前連結会計年度	407	—	—	407
	当連結会計年度	338	—	—	338
うち保険窓販業務	前連結会計年度	283	—	—	283
	当連結会計年度	482	—	—	482
役務取引等費用	前連結会計年度	1,753	6	—	1,760
	当連結会計年度	1,558	4	—	1,563
うち為替業務	前連結会計年度	357	6	—	363
	当連結会計年度	352	4	—	356

(注)「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,124,376	284	—	1,124,660
	当連結会計年度	1,165,086	332	—	1,165,419
うち流動性預金	前連結会計年度	382,822	—	—	382,822
	当連結会計年度	422,453	—	—	422,453
うち定期性預金	前連結会計年度	735,413	—	—	735,413
	当連結会計年度	740,663	—	—	740,663
うちその他	前連結会計年度	6,140	284	—	6,424
	当連結会計年度	1,968	332	—	2,301
譲渡性預金	前連結会計年度	8,150	—	—	8,150
	当連結会計年度	8,220	—	—	8,220
総合計	前連結会計年度	1,132,526	284	—	1,132,810
	当連結会計年度	1,173,306	332	—	1,173,639

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く 特別国際金融取引勘定分)	893,675	100.00	927,780	100.00
製造業	97,715	10.93	98,709	10.64
農業、林業	2,079	0.23	2,221	0.24
漁業	52	0.01	17	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,011	0.11	949	0.10
建設業	74,284	8.31	75,255	8.11
電気・ガス・熱供給・水道業	1,844	0.21	2,383	0.26
情報通信業	1,778	0.20	4,072	0.44
運輸業、郵便業	13,409	1.50	15,250	1.65
卸売業、小売業	87,259	9.76	87,595	9.44
金融業、保険業	47,442	5.31	61,536	6.63
不動産業、物品賃貸業	131,234	14.68	137,667	14.84
各種サービス業	116,663	13.05	114,231	12.31
地方公共団体	63,956	7.16	75,735	8.16
その他	254,948	28.54	252,146	27.18
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	893,675	—	927,780	—

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	109,899	—	—	109,899
	当連結会計年度	89,311	—	—	89,311
地方債	前連結会計年度	3,437	—	—	3,437
	当連結会計年度	26,948	—	—	26,948
社債	前連結会計年度	71,203	—	—	71,203
	当連結会計年度	101,764	—	—	101,764
株式	前連結会計年度	6,190	—	—	6,190
	当連結会計年度	6,647	—	—	6,647
その他の証券	前連結会計年度	15,405	46,737	—	62,142
	当連結会計年度	18,579	38,807	—	57,386
合計	前連結会計年度	206,135	46,737	—	252,872
	当連結会計年度	243,252	38,807	—	282,059

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	20,758	20,258	△500
経費(除く臨時処理分)	15,958	15,645	△312
人件費	7,478	7,542	64
物件費	7,741	7,382	△359
税金	737	720	△17
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4,800	4,612	△188
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,800	4,612	△188
一般貸倒引当金繰入額	—	△356	△356
業務純益	4,800	4,969	168
うち債券関係損益	298	△850	△1,149
臨時損益	△2,835	△3,333	△497
株式等関係損益	△898	△466	431
不良債権処理額	706	1,700	993
貸出金償却	618	401	△217
個別貸倒引当金繰入額	—	1,236	1,236
債権売却損	4	3	△1
信用保証協会責任共有制度負担金	83	59	△24
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	—	160	—
その他臨時損益	△1,230	△1,326	△95
経常利益	1,964	1,636	△328
特別損益	△811	△163	647
うち固定資産処分損益	23	△30	△53
うち減損損失	256	286	30
税引前当期純利益	1,153	1,472	319
法人税、住民税及び事業税	45	32	△12
法人税等調整額	△62	△96	△34
法人税等合計	△17	△64	△46
当期純利益	1,170	1,536	365

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	5,347	5,406	58
退職給付費用	1,517	1,552	35
福利厚生費	40	45	4
減価償却費	1,435	1,387	△47
土地建物機械賃借料	1,125	1,008	△116
営繕費	53	26	△27
消耗品費	168	135	△32
給水光熱費	200	175	△25
旅費	40	34	△5
通信費	269	266	△2
広告宣伝費	173	168	△4
租税公課	737	720	△17
その他	6,017	5,900	△116
計	17,127	16,828	△298

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.83	1.75	△0.08
(イ)貸出金利回	2.23	2.10	△0.13
(ロ)有価証券利回	0.85	0.97	0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.61	1.48	△0.13
(イ)預金等利回	0.19	0.14	△0.05
(ロ)外部負債利回	0.10	0.27	0.17
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.22	0.27	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9.38	8.98	△0.40
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.38	8.98	△0.40
業務純益ベース	9.38	9.67	0.29
当期純利益ベース	2.28	2.99	0.71

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1, 125, 261	1, 166, 270	41, 009
預金(平残)	1, 121, 774	1, 160, 668	38, 893
貸出金(末残)	891, 950	926, 593	34, 643
貸出金(平残)	852, 109	875, 305	23, 195

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	882, 741	898, 110	15, 368
法人	222, 865	252, 331	29, 466
合計	1, 105, 607	1, 150, 442	44, 834

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	238, 293	239, 579	1, 285
住宅ローン残高	224, 840	227, 254	2, 414
その他ローン残高	13, 453	12, 325	△1, 128

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	744, 071	770, 962	26, 891
総貸出金残高	② 百万円	891, 950	926, 593	34, 643
中小企業等貸出金比率	①／② %	83. 42	83. 20	△0. 22
中小企業等貸出先件数	③ 件	50, 506	48, 246	△2, 260
総貸出先件数	④ 件	50, 670	48, 404	△2, 266
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99. 67	99. 67	0. 00

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	1	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	2,189	7,759	1,929	6,979
計	2,190	7,761	1,929	6,979

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	3,748	2,109,624	3,683	2,205,254
	各地より受けた分	4,268	1,998,861	4,184	2,075,216
代金取立	各地へ向けた分	30	53,479	27	51,779
	各地より受けた分	30	39,184	29	37,232

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	45	48
	買入為替	0	0
被仕向為替	支払為替	22	22
	取立為替	0	0
合計		69	72

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。))に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年3月31日 金額(百万円)	平成24年3月31日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,700	17,700
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	22,986	22,986
	利益剰余金	6,594	7,602
	自己株式(△)	1	1
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	367	356
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	141	126
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	47,053	48,057
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,934	2,819
	一般貸倒引当金	3,207	2,397
	負債性資本調達手段等	6,100	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100	6,100
	計	12,242	11,316
	うち自己資本への算入額 (B)	12,242	11,316
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	59,295	59,373
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	584,976	602,218
	オフ・バランス取引等項目	7,950	6,843
	信用リスク・アセットの額 (E)	592,927	609,061
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	41,022	40,580
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,281	3,246
	計((E)+(F)) (H)	633,949	649,642
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.35	9.13
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.42	7.39

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年3月31日 金額(百万円)	平成24年3月31日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,700	17,700
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,641	15,641
	その他資本剰余金	8,536	8,536
	利益準備金	162	307
	その他利益剰余金	5,254	6,075
	その他	—	—
	自己株式(△)	1	1
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	367	356
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	46,926	47,903
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,934	2,819
	一般貸倒引当金	2,889	2,167
	負債性資本調達手段等	6,100	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
控除項目	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100	6,100
	計	11,924	11,086
	うち自己資本への算入額 (B)	11,924	11,086
自己資本額	控除項目(注4) (C)	—	—
	(A)+(B)-(C) (D)	58,850	58,989
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	583,827	601,276
	オフ・バランス取引等項目	7,950	6,843
	信用リスク・アセットの額 (E)	591,777	608,119
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	39,802	39,419
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,184	3,153
	計((E)+(F)) (H)	631,580	647,539
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.31	9.10
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.42	7.39

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	70	61
危険債権	410	405
要管理債権	46	40
正常債権	8,549	8,922

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

銀行業界を取り巻く環境は、長年続く低金利と金融緩和政策によりリスクに見合った適切な利鞘を確保して収益を計上していくことが難しい状況になってきております。また、東日本大震災や欧州の政府債務危機等の影響は、経営環境を一層厳しいものにしております。

このようななか、当行では平成24年4月から3年間を計画期間とする「第3次中期経営計画」を策定しております。

本計画では、目指す姿を「もっともっと喜ばれる銀行」と定め、お客様、株主、地域社会、行員の満足度を向上させ、「喜ばれる」ことで当行の成長に繋がると共に地域経済の発展に貢献していくことを目標としております。この目指す姿を実現するため「本業支援・最適提案の徹底、進化」「一株あたりの価値向上」「地域の活性化」「働き甲斐のある職場の醸成」を基本骨子とした施策を展開してまいります。当面、日本経済ならびに金融市場は不安定な状態が続くことが予想されますが、本業支援を中心とした金利競争に依存しないビジネスモデルの構築により、収益力向上と経営基盤の強化を図って参ります。

コンプライアンスにつきましても、引き続き、経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員一丸となってさらなる内部態勢強化に努めるとともに、金融犯罪の未然防止や説明義務の徹底など、お客様保護への取り組みをより強化し、ご安心いただけるサービスの提供に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 信用リスク

(1) 不良債権について

国内外の景気動向、不動産価格及び株価の変動、当行のお取引先における経営状況の変動等によっては、当行の不良債権及び与信関係費用が増加するおそれがあり、その結果、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

しかし、実際の貸倒れが、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状況全般の悪化、またはその他の予期せぬ理由により貸倒引当金計上時点における見積りと大幅に乖離する可能性があります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなり、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 市場リスク

当行の主要業務である預金、貸出、有価証券投資、並びに国際業務等を通じて形成された当行の資産・負債は、金利や株価、為替レート等市場のリスクファクターの変動によって影響を受ける可能性があります。

具体的なリスクは以下のとおりです。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクです。

当行では金利リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、資金運用と資金調達に金利

または期間のミスマッチが存在している中で金利変動が発生した場合は、損失を被る可能性があり、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴い資産価値が減少するリスクです。

当行は株式等の有価証券を保有しており、大幅な株価下落等が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスク

為替リスクとは、為替の変動に伴い、資産価値が減少するリスクです。

当行は、外貨建取引については為替リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、保有する外貨建資産・負債の為替リスクが相殺されないとき、または適切にヘッジされていないときに為替レートが変動した場合には損失を被る可能性があり、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 流動性リスク

当行は、適切な流動性管理に努めておりますが、当行の業績及び財務内容等が悪化した場合や、当行への悪意のある風評が発生した場合、または本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合などには、必要な資金を確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによって損失が発生し、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 事務リスク・システムリスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。

これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることなどにより、損失が発生する可能性があります。

当行では、内在するこのようなリスクを認識した上で、事務規程等のほか定期的な点検や教育・研修等を含めた内部管理態勢の整備を図り、事務事故の未然防止に努めておりますが、重大な事務リスクが顕在化した場合には、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、重大なシステム障害が発生した場合についても、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. コンプライアンスリスク

当行は、コンプライアンスを重要な経営課題として、コンプライアンス態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合やそれに起因する訴訟等が提起された場合には、当行の評価に重大な影響を及ぼすとともに、業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 情報資産管理リスク

当行は、業種柄大量の顧客情報を保有しているため、様々な安全管理措置等を講じるなどその管理には万全を期しております。

しかしながら、万が一何らかの事由によりそれらの情報の漏洩、紛失、改ざん等が発生した場合には、当行の信用が失墜し、業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 風評リスク

当行や金融業界等に対する風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当行の経営にとってマイナスの影響が生じ、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 災害等に係るリスク

当行は山形県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当行が保有する店舗や事務所、電算センター等の施設及び人材は山形県に集中しております。

コンティンジェンシープランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、山形県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合には、その程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当行の施設・人材に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 退職給付債務について

当行の年金資産の時価が下落した場合、当行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。

また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務費用が発生する可能性があります。

加えて、金融環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与え、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 自己資本比率について

(1) 自己資本比率が悪化するリスク

当行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率について国内基準である4%以上の水準を維持しなければなりません。

当行の自己資本比率が上記水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・不良債権増加に伴う与信関係費用の増加
- ・有価証券ポートフォリオの価値の下落
- ・銀行の自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な事態の展開

(2) 繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点における我が国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来の税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められています。また、現時点での本邦の自己資本比率規制においては、繰延税金資産はその全額が自己資本の額に含まれます。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。

当行が将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収が困難であると判断した場合には、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。また、自己資本比率算定の基礎となる自己資本の基本的項目への算入制限が導入されることとなった場合、自己資本比率が低下する恐れがあります。

11. ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力向上のために様々なビジネス戦略を実施していますが、以下をはじめとする様々な要因が生じた場合には、当初期待していた成果が見込めなくなる可能性があります。

- ・競争の激化や需資の低迷により、計画した貸出額や利鞘の確保が期待通り進まないこと
- ・競争の激化や市場環境の変化により、手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと
- ・競争の激化や当行の信用力低下等の理由により、預金等の調達コストが増大すること
- ・経費削減等の効率化が期待通りに進まないこと
- ・リスク管理上の想定を超える市場の変動等により、有価証券運用が期待通りの成果を上げられないこと

12. 業務範囲拡大に伴うリスク

規制緩和の進展等に伴い、当行は法令その他の条件の許す範囲内で、新たな収益機会を得るために従来の伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を拡大することがあります。

業務範囲を拡大した場合には、当該業務に関するリスクについて全く経験が無いか、限定的な経験しか有していないことなどにより、当行が新しく複雑なリスクにさらされる可能性があります。当行は、事前に十分な市場調査とリスクの把握を行います。当行の業務範囲の拡大による成果が当初期待していたとおりに得られない可能性があります。

13. 競争優位について

近年の金融業に関する規制緩和の進展は、事業機会の拡大等を通じて当行の経営にも影響をもたらしておりますが、当行が主に営業基盤としております山形県は金融激戦区であるため、競争が今後激しくなる可能性があります。

このような事業環境において当行が競争優位を得られない場合、営業戦略が奏功しない等の事由により当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

14. 将来の規制変更に伴うリスク

当行は、現時点での各種規制に則り業務を遂行しておりますが、将来において法律、規則、政策等の変更があった場合には、それらによって発生する事態が、当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点においては、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であります。

15. 子会社・関連会社等に関するリスク

当行の子会社及び関連会社の中には、当行の中核的業務である銀行業と比較してリスクの種類や程度の異なる業務を行う会社もあります。

当行では適切な子会社等の経営管理に努めておりますが、それらの会社の業績が悪化した場合には当行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

I 株式移転による経営統合合意について

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1. 株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第Ⅰ種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2. 移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

(1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

（注1）株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。

3. 当行の第Ⅲ種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の A 種優先株式 1 株を割当交付いたします。

4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の B 種優先株式 6.5 株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注 2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式 : 178,877,671 株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数 129,714,282 株 (平成 24 年 3 月末時点)、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数 7,591,100 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成 24 年 3 月末時点で当行が保有する自己株式 (16,521 株)、平成 24 年 3 月末時点で仙台銀行が保有する自己株式 (24,960 株) は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成 24 年 3 月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A 種優先株式 100,000,000 株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数 100,000,000 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。

B 種優先株式 130,000,000 株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数 20,000,000 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。

(注 3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を 1 単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式 : 100 株

A 種優先株式 : 100 株

B 種優先株式 : 100 株

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1 単元 (100 株) 未満の共同持株会社の株式 (以下「単元未満株式」といいます。) の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 普通株式

①算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、きらやか銀行は有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）を、また仙台銀行は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、きらやか銀行普通株式について市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両行について倍率法、貢献度分析、エクイティDCF（Discounted Cash Flow）法及びDDM（Dividend Discount Model）による算定を行いました。なお、市場株価法による算定に際しては、きらやか銀行について、平成24年4月17日を基準日としています。また、ある一定時点での市場株価を採用することは異常な株価の変動を排除できないため、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び震災後延期していた経営統合協議再開の発表（平成24年1月25日）による影響を加味するため当該発表後から基準日までの期間の株価毎の出来高で加重平均した価格（出来高加重平均価格）に基づいています。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法/倍率法	8.2 ～ 10.2
②	倍率法	6.0 ～ 6.9
③	エクイティDCF法	5.8 ～ 7.0
④	DDM	5.9 ～ 7.1
⑤	貢献度分析	6.5 ～ 7.5

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、直近期の財務予測については、両行の経営陣より大きな変動はないことの確認を得ております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成24年4月17日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

KPMGは、両行の普通株式価値について、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、きらやか銀行の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場されており、市場株価が存在していることから、きらやか銀行の普通株式については株式市価法による算定も行いました。株式市価法による算定に際しては、算定基準日（平成24年4月17日）の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均

値、及び、本株式移転公表後の株価に対する影響を考慮する目的から、「仙台銀行ときらやか銀行の経営統合に関するお知らせ」が公表された平成24年1月25日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

KPMGが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	DDM法	6.05 ～ 7.31
②	類似会社比較法/株式市価法	4.47 ～ 4.59
③	類似会社比較法	5.86 ～ 6.56

KPMGは、上記株式移転比率の算定に際して、両行から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含まれます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両行の財務予測については、両行の経営強化計画に基づき、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断のもと合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

②算定の経緯

上記のとおり、きらやか銀行はトーマツに、仙台銀行はKPMGに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③算定機関との関係

トーマツ及びKPMGは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(2) 優先株式

両行は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式及び仙台銀行第Ⅰ種優先株式（両優先株式を総称して、以下「対象優先株式」といいます。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する各優先株式の発行要項において、対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を定めることとし、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式1株につき共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付し、また、仙台銀行第Ⅰ種優先株式1株につき共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付することで合意しております。従いまして、第三者機関による算定は行っておりません。

4. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商 号	株式会社じもとホールディングス																																																		
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務																																																		
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号																																																		
④ 代表者及び役員の 就任予定	<table><tr><td>代表取締役会長</td><td>三井 精一</td><td>(現仙台銀行頭取)</td></tr><tr><td>代表取締役社長</td><td>栗野 学</td><td>(現きらやか銀行頭取)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>馬場 豊</td><td>(現仙台銀行専務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>東海林賢市</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>鈴木 隆</td><td>(現仙台銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>須藤庄一郎</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>御園生勇郎</td><td>(現仙台銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>佐川 章</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>田中 達彦</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>芳賀 隆之</td><td>(現仙台銀行取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>坂本 行由</td><td>(現きらやか銀行取締役)</td></tr><tr><td>取締役(社外)</td><td>熊谷 満</td><td>(現仙台銀行取締役)</td></tr><tr><td>監査役</td><td>長谷部俊一</td><td>(現仙台銀行監査役)</td></tr><tr><td>監査役(社外)</td><td>笹島富二雄</td><td>(現きらやか銀行監査役)</td></tr><tr><td>監査役(社外)</td><td>菅野 國夫</td><td>(現仙台銀行監査役)</td></tr><tr><td>監査役(社外)</td><td>伊藤 吉明</td><td>(現きらやか銀行監査役)</td></tr></table> (注1) 取締役熊谷 満は会社法第 2 条第15号に定める社外取締役です。 (注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第 2 条第16号に定める社外監査役です。			代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行頭取)	代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行頭取)	取締役	馬場 豊	(現仙台銀行専務取締役)	取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行常務取締役)	取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行常務取締役)	取締役	佐川 章	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行取締役)	取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行取締役)	取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行取締役)	監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行監査役)	監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行監査役)	監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行監査役)	監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行監査役)
代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行頭取)																																																	
代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行頭取)																																																	
取締役	馬場 豊	(現仙台銀行専務取締役)																																																	
取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行常務取締役)																																																	
取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行常務取締役)																																																	
取締役	佐川 章	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行取締役)																																																	
取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行取締役)																																																	
取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行取締役)																																																	
監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行監査役)																																																	
監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行監査役)																																																	
監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行監査役)																																																	
監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行監査役)																																																	
⑤ 資 本 金	2,000百万円																																																		
⑥ 資本準備金	500百万円																																																		
⑦ 決 算 期	3月31日																																																		

Ⅱ 吸収分割契約について

当行は、平成24年3月23日開催の取締役会において、平成24年5月21日を効力発生日として、吸収分割により、当行事業再生部が所管する取引先の債権管理・再生支援・回収業務その他の関連業務の事業に関する権利義務等をきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社（以下「本件子会社」という。）に継承させることを決議するとともに、同日付で吸収分割契約を締結しておりましたが、平成24年5月11日付で関係当局の認可を取得し、平成24年5月21日に本会社分割を実施いたしました。

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成23年3月31日現在）

商号	きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
本店の所在地	山形県山形市十日町一丁目3番29号
代表者の氏名	代表取締役 遠田 浩司
資本金の額	50百万円
純資産の額	49百万円
総資産の額	49百万円
事業の内容	金銭貸付業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

	売上高	営業損失(△)	経常損失(△)	純損失(△)
平成23年3月期	—	0	0	0

※平成23年3月期が設立初年度であり、それ以前の決算は行っておりません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社きらやか銀行	100.0

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	本件子会社は、当行の100%出資子会社です。
人的関係	当行は本件子会社に対し、取締役1名を派遣しております。
取引関係	当行は本件子会社に対し、不動産等の賃貸を行っております。

2. 当該吸収分割の目的

当行は、経営方針である「地域の皆様と共に生きる」に基づく最重点施策である「本業支援」の一環として、取引先企業の再生支援のため更なるコンサルティング機能の発揮を目指すものであります。そのために、平成23年2月22日設立したきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社との間で、関係当局の認可等を前提に、簡易・吸収分割の手法により、平成24年5月21日を効力発生日として会社分割を行うこととし、従来当行事業再生部が所管する企業再生支援、債権管理、回収に関する業務の権利義務等を本件子会社に承継し、企業再生支援に集中的に取り組んでまいります。また、同時に株式会社日本政策投資銀行との間で資本及び業務提携を締結しており、同行からの高度な再生支援ノウハウや資金を活用し、企業再生支援に取り組んでまいります。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の吸収分割契約の内容

(1) 当該吸収分割の方法

当行を分割会社とし、本件子会社を承継会社とする簡易吸収分割です。

(2) 吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

本件会社分割により、本件子会社は、普通株式100,240株を当行に割当てます。また、分割交付金の支払いはありません。

(3) 吸収分割の日程

平成24年3月23日 会社分割にかかる取締役会

平成24年3月23日 会社分割契約締結

平成24年5月21日 会社分割の効力発生日

平成24年5月21日 会社分割登記日

なお、本件会社分割は、当行においては会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当することから、当行の株主総会の承認決議を経ることなく行います。

4. 当該吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

本件子会社は当行の100%子会社であり、本件会社分割後においても当行が本件子会社の普通株式を100%保有し続けることから、当行と本件子会社の間で、承継させる資産負債の直近の帳簿価額に基づき、本件子会社の1株当たりの純資産額等を考慮して決定しております。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商 号	きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
本店の所在地	山形県山形市十日町一丁目3番29号
代表者の氏名	代表取締役 遠田 浩司
資本金の額	55百万円
純資産の額	4,951百万円
総資産の額	4,951百万円
事業の内容	金銭貸付業

(注)上記の純資産の額及び総資産の額は、いずれも、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの想定される移動を加味した概算額であります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態

総資産につきましては、貸出金、有価証券等の増加により前連結会計年度末比590億28百万円増加の1兆2,704億94百万円となりました。負債は、預金等の増加により前連結会計年度末比574億3百万円増加の1兆2,181億18百万円となりました。また、純資産は利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末比16億25百万円増加の523億75百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は前連結会計年度末比341億5百万円増加の9,277億80百万円となりました。有価証券は前連結会計年度末比291億87百万円増加の2,820億59百万円となりました。総預金（譲渡性預金含む）は前連結会計年度末比408億29百万円増加の1兆1,736億39百万円となりました。

(2) 経営成績

資金運用収益は、前連結会計年度比3億円減少の218億5百万円となりました。主な減少要因は、貸出金利息6億77百万円の減少によるものです。

役務取引等収益は、前連結会計年度比90百万円増加の33億15百万円となりました。

その他業務収益は、前連結会計年度比1億37百万円減少の3億84百万円となりました。

その他経常収益は、前連結会計年度比2億円減少の3億75百万円となりました。

以上により経常収益は、前連結会計年度比5億47百万円減少の258億81百万円となりました。

資金調達費用は、前連結会計年度比5億56百万円減少の19億47百万円となりました。主な減少要因は、預金利息4億95百万円の減少によるものです。

役務取引等費用は、前連結会計年度比1億97百万円減少の15億63百万円となりました。

その他業務費用は、前連結会計年度比10億17百万円増加の12億6百万円となりました。

営業経費は、前連結会計年度比2億83百万円減少の171億82百万円となりました。主な減少要因は、物件費の減少によるものです。

その他経常費用は、前連結会計年度比1億87百万円減少の22億10百万円となりました。主な減少要因は、貸出金償却及び株式等償却の減少によるものです。

以上により、経常費用は、前連結会計年度比2億5百万円減少の241億10百万円となりました。

特別利益は、前連結会計年度比2億52百万円減少の1億60百万円となりました。

特別損失は、前連結会計年度比8億59百万円減少の3億23百万円となりました。

その結果、連結当期純利益は、前連結会計年度比2億65百万円増加の15億79百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度の主要なキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

預金に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	37,001	預金の受入による流入
うち銀行業セグメント	37,145	預金の受入による流入
当連結会計年度	40,812	預金の受入による流入
うち銀行業セグメント	41,009	預金の受入による流入

譲渡性預金に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	5,150	譲渡性預金の受入による流入
うち銀行業セグメント	5,150	譲渡性預金の受入による流入
当連結会計年度	70	譲渡性預金の受入による流入
うち銀行業セグメント	70	譲渡性預金の受入による流入

貸出金に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	△14,478	貸出金の増加による流出
うち銀行業セグメント	△14,708	貸出金の増加による流出
当連結会計年度	△34,098	貸出金の増加による流出
うち銀行業セグメント	△34,643	貸出金の増加による流出

借入金（劣後特約付借入金を除く）に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	1,300	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入
うち銀行業セグメント	1,300	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入
当連結会計年度	8,040	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入
うち銀行業セグメント	8,040	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の取得に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	△147,718	有価証券の取得による流出
うち銀行業セグメント	△147,697	有価証券の取得による流出
当連結会計年度	△235,436	有価証券の取得による流出
うち銀行業セグメント	△235,436	有価証券の取得による流出

有価証券の売却に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	103,834	有価証券の売却による流入
うち銀行業セグメント	103,828	有価証券の売却による流入
当連結会計年度	192,761	有価証券の売却による流入
うち銀行業セグメント	192,761	有価証券の売却による流入

有価証券の償還に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	20,809	有価証券の償還による流入
うち銀行業セグメント	20,728	有価証券の償還による流入
当連結会計年度	12,210	有価証券の償還による流入
うち銀行業セグメント	12,210	有価証券の償還による流入

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金支払に関するキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前連結会計年度	△681	配当金の支払による流出
うち銀行業セグメント	△681	配当金の支払による流出
当連結会計年度	△724	配当金の支払による流出
うち銀行業セグメント	△724	配当金の支払による流出

(4) 会社の経営の基本方針

当行及びグループ各社は、地域に根ざす総合金融グループとして“お客様ベスト”に挑戦し、共に煌やかな未来を創造してまいります。地域金融機関としての社会的責任と役割を認識し、より先進的かつ高度な金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献できるよう次の経営目標を掲げております。

1. 地域の活力を育み、発展に貢献する存在感のあるグループを目指します。
2. 身近で親しみのある温かさ、先進的な商品・サービスで、お客様の感動を創出します。
3. 高い志と倫理観に基づく確かな経営基盤を構築し、地域の信頼に応えます。
4. 豊かな発想と躍動感溢れる行動で、“お客様ベスト”を実践し、共に輝きます。

(5) 第3次中期経営計画の策定

当行では平成24年4月から3年間を計画期間とする第3次中期経営計画を策定しておりますが、3年後の目標とする経営指標は、以下の通りとなっております。

<目標とする経営指標>

- ◆コア業務純益 70億円
- ◆コアOHR 60%台
- ◆不良債権比率 3%台

<中長期的な経営戦略>

当行では、お客様に選ばれ、信頼を得るためには営業推進と内部管理態勢の両面での強化が必要であると考え、平成22年10月に、「“共に生きる”プロジェクト」を策定し、全行を挙げて取り組んでおります。

営業推進面においては、法人のお客様に対しては、お取引先企業の皆様の事業を理解し、経営課題を共有しながら、共に解決する“本業支援”を行うことで、企業価値向上と経営改善に結び付けたいと考えております。また、個人のお客様に対しては、お客様のその時々が発生する結婚、出産等の「イベント」に合わせ、最適なチャネルから、最適なタイミングで当行の有する最適な商品・サービスの提供を行う“最適提案”を推進しております。

内部管理態勢面においては、“ルールを守る”という基本姿勢に立ち返り、ルールが守られるための環境を整備し、P・D・C・Aサイクルを徹底させ、継続的改善につなげることで行員の意識改革を図っており、内部管理態勢の強化に努めております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、お客様の利便性の向上及び業務の効率化を目的として、投資効率等を勘案して設備投資計画を策定しております。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業

本店及び各支店の事務・システム機器の新設・入れ替え等を行い、設備投資の総額は154百万円となりました。

その他

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成24年3月31日現在)

(平成24年3月31日現在)												
	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの 名称	設備の内 容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行	—	本店 他98店	山形県	銀行業	店舗	88,354.97 (30,102.41)	6,695	4,466	539	—	11,700	766
	—	仙 台 支 店 他 6 店	宮城県	銀行業	店舗	3,264.89 (97.70)	1,731	106	8	—	1,846	85
	—	新 潟 支 店 他 4 店	新潟県	銀行業	店舗	4,399.51 (731.58)	557	76	3	—	638	41
	—	福島支店	福島県	銀行業	店舗	132.29 (—)	79	13	1	—	94	7
	—	秋 田 支 店 他 1 店	秋田県	銀行業	店舗	1,757.42 (17.53)	307	55	1	—	363	14
	—	東 京 支 店 他 1 店	東京都	銀行業	店舗	26.40 (26.40)	—	14	6	—	21	10
	—	大宮支店	埼玉県	銀行業	店舗	— (—)	—	5	0	—	6	9
	—	社宅・ 寮・厚 生施設 他	山形県 山形市 他	銀行業	社宅・ 寮・厚 生施設 他	38,407.31 (2,508.64)	1,459	411	—	—	1,870	—
連結子 会社	きらや かカード株式 会社	本社	山形県 山形市	その他	営業所	— (—)	—	1	0	—	1	15
	きらや かキャ ピタル株式会 社	本社	山形県 山形市	その他	営業所	— (—)	—	—	0	—	0	1
	きらや かター ンアラ ウンド・パ ートナ ーズ株式会 社	本社	山形県 山形市	銀行業	営業所	— (—)	—	—	—	—	—	0
	山形ビ ジネス サービ ス株式会 社	本社他 2 店	山形県 山形市 他	その他	営業所	— (—)	—	0	0	29	30	65

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。また、その年間賃借料は建物も含め498百万円であります。

2. 当行の動産は、事務機械197百万円、その他364百万円であります。

3. 当行の出張所3カ所、店舗外現金自動設備141カ所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(平成24年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	—	本店他	山形県	銀行業	電算機他	—	474
連結子 会社	山形ビジネスサービス 株式会社	本店他	山形県	その他	車両他	—	3

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

重要な設備の新設・改修については、該当事項はありません。

(2) 除却等

重要な設備の除却等については、該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000,000
第Ⅲ種優先株式	500,000,000
計	500,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、500,000,000株であり、普通株式および第Ⅲ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、500,000,000株とする旨定款に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	129,714,282	同左	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 2, 3
第Ⅲ種優先株式 (注) 1	100,000,000	同左	—	(注) 2, 4, 5, 6, 7, 8
計	229,714,282	同左	—	—

(注) 1. 第Ⅲ種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当行における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が増減します。

(2) 行使価額修正条項の内容

① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、(注) 6. (5) ⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は55円（ただし、(注) 6. (5) ⑧による調整を受ける）。

(4) 当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

6. 第Ⅲ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅲ種優先配当金

① 第Ⅲ種優先配当金

当銀行は、定款第48条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録さ

れた第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という。）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「第Ⅲ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第Ⅲ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して下記②に定める第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 第Ⅲ種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝初年度第Ⅲ種優先配当金÷第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第Ⅲ種優先配当金」とは、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第Ⅲ種優先株式の発行決議日を第Ⅲ種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、183/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第Ⅲ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第Ⅲ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第Ⅲ種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅲ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅲ種優先中間配当金

当銀行は、定款第49条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第Ⅲ種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第Ⅲ種優先配当金相当額

第Ⅲ種優先株式1株当たりの経過第Ⅲ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第Ⅲ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅲ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅲ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅲ種優先配当金の額全部（第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅲ種優先配当金額全部（第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第Ⅲ種優先配当金の額全部（第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

第Ⅲ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第Ⅲ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅲ種優先株主がかかる取得の請求をした第Ⅲ種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。

② 取得を請求することができる期間

平成22年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株主が取得の請求をした第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ、第Ⅲ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算

出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する意味を有する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．(B)および(F)の場合には0円、上記イ．(C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ．(C)ないし(E)および上記ハ．(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑨ 合理的な措置
- 上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑩ 取得請求受付場所
- 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ⑪ 取得請求の効力発生
- 取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。
- (6) 金銭を対価とする取得条項
- ① 金銭を対価とする取得条項
- 当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。なお、第Ⅲ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- ② 取得と引換えに交付すべき財産
- 当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第Ⅲ種優先配当金相当額を計算する。
- (7) 普通株式を対価とする一斉取得
- ① 普通株式を対価とする一斉取得
- 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第Ⅲ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、各第Ⅲ種優先株主に対し、その有する第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。
- 第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- ② 一斉取得価額
- 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
- (8) 株式の分割または合併および株式無償割当て
- ① 分割または合併
- 当銀行は、株式の分割または合併を行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
- 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (9) 法令変更等
- 法令の変更等に伴い第Ⅲ種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (10) その他
- 第Ⅲ種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

- (11) 単元株式数
100株
(なお、当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について、100株である。)
- (12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め
該当事項なし
- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め
当銀行は、第Ⅲ種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第Ⅲ種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第Ⅲ種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
7. 種類株主総会の決議
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。
8. 第Ⅲ種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第Ⅲ種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成24年1月1日から 平成24年3月31日まで)	第164期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月10日 (注) 1	7,000	(普通株式) 63,628 (第Ⅰ種優先 株式) 7,000	3,500,000	11,200,000	3,500,000	9,141,423
平成19年9月10日 (注) 2、3	—	(普通株式) 63,628 (第Ⅰ種優先 株式) 7,000	△3,500,000	7,700,000	△3,500,000	5,641,423
平成20年3月31日 (注) 4	△7,000	(普通株式) 63,628	—	7,700,000	—	5,641,423
平成20年3月31日 (注) 4、5	39,705	(普通株式) 103,333	—	7,700,000	—	5,641,423
平成20年10月1日 (注) 6	136,714	(普通株式) 129,714 (第Ⅱ種優先 株式) 7,000	—	7,700,000	—	5,641,423
	△103,333					
平成21年5月15日 (注) 7	△7,000	(普通株式) 129,714	—	7,700,000	—	5,641,423
平成21年9月30日 (注) 8	100,000	(普通株式) 129,714 (第Ⅲ種優先 株式) 100,000	10,000,000	17,700,000	10,000,000	15,641,423

(注) 1. 有償 第三者割当(第Ⅰ種優先株式)

発行数 7,000千株

発行価格 1株につき1,000円

資本組入額 1株につき500円

割当先 株式会社きらやかホールディングス

2. 会社法第447条第1項及び3項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

3. 会社法第448条第1項及び3項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

4. 第Ⅰ種優先株式7,000千株は、平成20年3月31日付で、普通株式に転換しております。

5. 優先株主からの取得請求権行使に基づく第Ⅰ種優先株式の取得及び普通株式の交付により、普通株式の発行総数が39,705千株増加しております。

6. 平成20年10月1日の株式会社きらやかホールディングスとの合併に伴うものであります。

合併に係る割当の内容

(1) 株式の割当比率

① 株式会社きらやかホールディングスの普通株式1株に対して、当行の普通株式1株を割当交付いたしました。

② 株式会社きらやかホールディングスの第Ⅰ種優先株式1株に対して、当行の第Ⅱ種優先株式1株を割当交付いたしました。

(2) 合併比率

当行 1 : 株式会社きらやかホールディングス 1

7. 第Ⅱ種優先株式7,000千株を買入消却したものであります。

8. 有償 第三者割当(第Ⅲ種優先株式)

発行数 100,000千株

発行価格 1株につき200円

資本組入額 1株につき100円

割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成24年3月31日現在

平成24年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	32	30	1,290	25	2	8,799	10,180	—
所有株式数 (単元)	89	239,496	27,180	355,315	6,361	4	666,685	1,295,130	201,282
所有株式数 の割合(%)	0.00	18.49	2.09	27.43	0.49	0.00	51.50	100.00	—

(注) 自己株式16,521株は「個人その他」に165単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

第Ⅲ種優先株式

平成24年3月31日現在

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	1, 000, 000	—	—	—	—	—	1, 000, 000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100. 00	—	—	—	—	—	100. 00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	43.53
きらやか銀行行員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	5,495	2.39
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,589	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,067	1.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	3,000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,964	1.29
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,404	0.61
高橋 明	山形県山形市	1,079	0.46
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通一丁目5番6号	1,044	0.45
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,017	0.44
計	—	122,662	53.39

所有議決権数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合 (%)
きらやか銀行行員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	54,951	4.24
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	35,894	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,670	2.36
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	30,004	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	29,648	2.28
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,045	1.08
高橋 明	山形県山形市	10,795	0.83
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通一丁目5番6号	10,442	0.80
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	10,174	0.78
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	8,620	0.66
計	—	235,243	18.16

(注) 上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有の第Ⅲ種優先株式は、議決権を有しておりません。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第Ⅲ種優先株式 100,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 16,500	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数100)
完全議決権株式（その他）	普通株式 129,496,500	1,294,965	同上
単元未満株式	普通株式 (注) 2 201,282	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	229,714,282	—	—
総株主の議決権	—	1,294,965	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式21株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三 丁目2番3号	16,500	—	16,500	0.00
計	—	16,500	—	16,500	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	436	37,441
当期間における取得自己株式	158	15,729

（注）当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	16,521	—	16,679	—

（注）当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、地域金融機関としての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実を図るとともに、安定した配当を維持することを基本方針としております。

当行の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会で決議することとしております。なお、中間配当につきましては、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の普通株式の配当につきましては、当初計画しました通り1株当たりの期末配当を1.50円とし、中間配当1.50円と合わせまして合計3円とさせて頂いております。また、第Ⅲ種優先株式の配当につきましては、発行要項に定められた優先配当率に従い1株当たりの期末配当を1.62円とし、中間配当1.62円と合わせまして合計3.24円とさせて頂いております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成23年11月9日 取締役会決議	普通株式	194	1.50
	第Ⅲ種優先株式	162	1.62
平成24年6月26日 定時株主総会決議	普通株式	194	1.50
	第Ⅲ種優先株式	162	1.62

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第160期	第161期	第162期	第163期	第164期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	—	160	99	100	138
最低(円)	—	78	69	60	68

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 当行株式は平成20年10月1日付で親会社である株式会社きらやかホールディングスを合併し、同日から東京証券取引所市場第二部に上場されておりますので、それ以前については、該当事項はありません。

第Ⅲ種優先株式

第Ⅲ種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	75	78	79	82	138	125
最低(円)	69	71	73	73	77	111

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

第Ⅲ種優先株式

第Ⅲ種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役頭取	代表取締役	栗野 学	昭和31年2月7日生	昭和54年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 平成11年6月 同行総合企画部長 平成13年6月 同行取締役総合企画部長 平成17年6月 同行専務取締役 平成17年10月 株式会社きらやかホールディングス取締役 平成19年5月 当行専務取締役 平成19年6月 株式会社きらやかホールディングス専務取締役 平成20年2月 当行代表取締役専務 平成20年4月 当行代表取締役頭取（現職） 平成20年6月 株式会社きらやかホールディングス代表取締役社長	平成24年6月1日から	普通株式23
常務取締役	代表取締役	東海林 賢 市	昭和30年12月25日生	昭和53年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 平成12年4月 同行融資二部長 平成16年6月 同行融資部長 平成17年6月 同行取締役執行役員融資部長 平成19年5月 当行常務執行役員融資本部長 平成20年4月 当行常務取締役 平成20年6月 株式会社きらやかホールディングス取締役 平成24年6月 当行代表取締役常務（現職）	平成24年6月1日から	普通株式16
常務取締役	代表取締役	須藤 庄一郎	昭和27年3月22日生	昭和51年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 平成6年2月 同行漆山支店長 平成8年2月 同行山形流通センター支店長 平成11年4月 同行十日町支店長 平成13年10月 同行新庄支店長 平成15年6月 同行金融市場部長 平成16年2月 同行総合企画部長 平成16年4月 同行執行役員総合企画部長 平成17年6月 同行取締役総合企画部長 平成19年5月 当行常務執行役員経営企画部長 平成20年4月 当行常務取締役 平成20年6月 株式会社きらやかホールディングス取締役 平成24年6月 当行代表取締役常務（現職）	平成24年6月1日から	普通株式24
常務取締役	—	佐川 章	昭和29年1月13日生	昭和51年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 平成11年10月 同行山形大野目支店長 平成15年4月 同行総合企画部長 平成16年2月 同行経営リスク管理部長 平成16年4月 同行執行役員経営リスク管理部長 平成17年10月 株式会社きらやかホールディングス取締役 平成19年6月 株式会社きらやかホールディングス常務執行役員 平成20年10月 当行常務執行役員経営企画部長兼広報部長 平成21年6月 当行常務取締役（現職）	平成24年6月1日から	普通株式11
常務取締役	—	田中 達彦	昭和33年10月15日生	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成8年4月 同行資本市場部副参事役 平成9年6月 同行証券部副参事役 平成11年5月 同行仙台支店副参事役 平成14年3月 株式会社みずほコーポレート銀行産業調査部次長 平成17年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 平成19年5月 同行コンプライアンス統括部管理室室長 平成22年3月 同行退職 平成22年4月 当行常務執行役員 平成22年6月 当行常務取締役（現職）	平成24年6月1日から	普通株式10
取締役	—	小林 丈夫	昭和28年1月24日生	昭和51年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 平成9年2月 同行新発田北支店長 平成15年4月 同行営業本部営業支援部副部長 平成15年6月 同行米沢支店長 平成18年6月 同行執行役員米沢支店長 平成19年5月 当行執行役員山形北地区本部長 平成20年4月 当行取締役（現職）	平成24年6月1日から	普通株式14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	仙台戦略本部長	坂本行由	昭和31年3月26日生	昭和54年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 平成15年4月 同行南館支店長 平成16年7月 同行酒田駅東支店長 平成17年6月 同行弓の町支店長 平成19年5月 当行仙台地区本部副本部長 平成20年4月 当行営業推進部仙台地区本部長 平成20年10月 当行戦略地域部長兼仙台戦略本部長 平成21年6月 当行取締役（現職）	平成24年6月1日から	普通株式16
取締役	営業統括部長	高橋幹男	昭和33年3月14日生	昭和55年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 平成14年4月 同行総合企画部次長 平成15年10月 同行総務部長 平成16年6月 同行人財部長 平成19年5月 当行人事部長 平成20年4月 当行人事総務部長 平成20年10月 当行営業統括部長 平成21年6月 当行執行役員営業統括部長 平成22年4月 当行執行役員中央営業部長 平成23年10月 当行執行役員営業統括部長 平成24年6月 当行取締役（現職）	平成24年6月1日から	普通株式20
監査役(常勤)	—	武田晃	昭和31年12月5日生	昭和54年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 平成16年6月 同行東大町支店長 平成19年5月 当行大宮支店長 平成20年4月 当行東京支店長 平成22年4月 当行融資部長 平成22年6月 当行取締役 平成24年6月 当行監査役（現職）	平成24年6月4日から	普通株式15
監査役	—	笹島富二雄	昭和17年9月19日生	昭和41年4月 阪本特許法律事務所入所 昭和42年9月 青和特許法律事務所入所 昭和49年3月 弁理士登録 昭和49年4月 笹島内外特許事務所設立 代表弁理士 平成14年度 日本弁理士会会長 平成16年6月 株式会社山形しあわせ銀行監査役 平成17年10月 株式会社きらやかホールディングス監査役 平成19年5月 当行監査役（現職） 平成21年5月 久遠特許事務所設立 共同代表（現職）	平成23年6月4日から	普通株式15
監査役	—	大久保靖彦	昭和9年9月23日生	昭和36年8月 蔵王ロープウェイ株式会社常務取締役 昭和51年1月 蔵王ロープウェイ株式会社専務取締役 平成6年6月 林友観光株式会社代表取締役社長 平成12年6月 蔵王ロープウェイ株式会社代表取締役社長（現職） 平成12年6月 蔵王リゾート株式会社代表取締役社長 平成17年6月 株式会社殖産銀行監査役 平成17年10月 株式会社きらやかホールディングス監査役 平成19年5月 当行監査役（現職）	平成21年6月4日から	普通株式50
監査役	—	伊藤吉明	昭和25年7月21日生	昭和51年11月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 会計士補登録 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和58年9月 伊藤栄一公認会計士事務所入所 昭和58年11月 税理士登録 昭和63年7月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員 平成11年6月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 山形事務所長 平成14年4月 山形県包括外部監査人 平成14年7月 日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 平成19年7月 伊藤公認会計士事務所所長（現職） 平成22年6月 当行監査役（現職）	平成22年6月4年から	普通株式11
計						普通株式229

- (注) 1. 監査役笹島富二雄、大久保靖彦及び伊藤吉明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当行は、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を分離し、責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。
- 常務執行役員は2名で、人事部長横山千大、本店営業部長古澤一久、また執行役員は9名で、きらやかカード株式会社代表取締役佐藤利、新発田支店長福富礼儀、鶴岡中央支店長佐藤徹、仙台支店長早坂徳四郎、経営企画部長須藤清彦、管理部長多田正一、山形ビジネスサービス株式会社代表取締役遠藤純一、融資部長田中穰司、中央営業部長米澤肇で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

当行は、平成19年5月7日、株式会社殖産銀行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、株式会社きらやか銀行として発足いたしました。その後、平成20年10月1日、持株会社「株式会社きらやかホールディングス」を合併、当行関係各社と共に「きらやかフィナンシャルグループ」として営業を行っております。

当行は、取締役会及び監査役会の機能発揮によるコンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の強化を経営方針として掲げており、コーポレート・ガバナンスの高度化が常に必要であると認識しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

当行は最高意思決定機関である株主総会、業務意思決定機関である取締役会の下に、以下の組織体制を整えております。

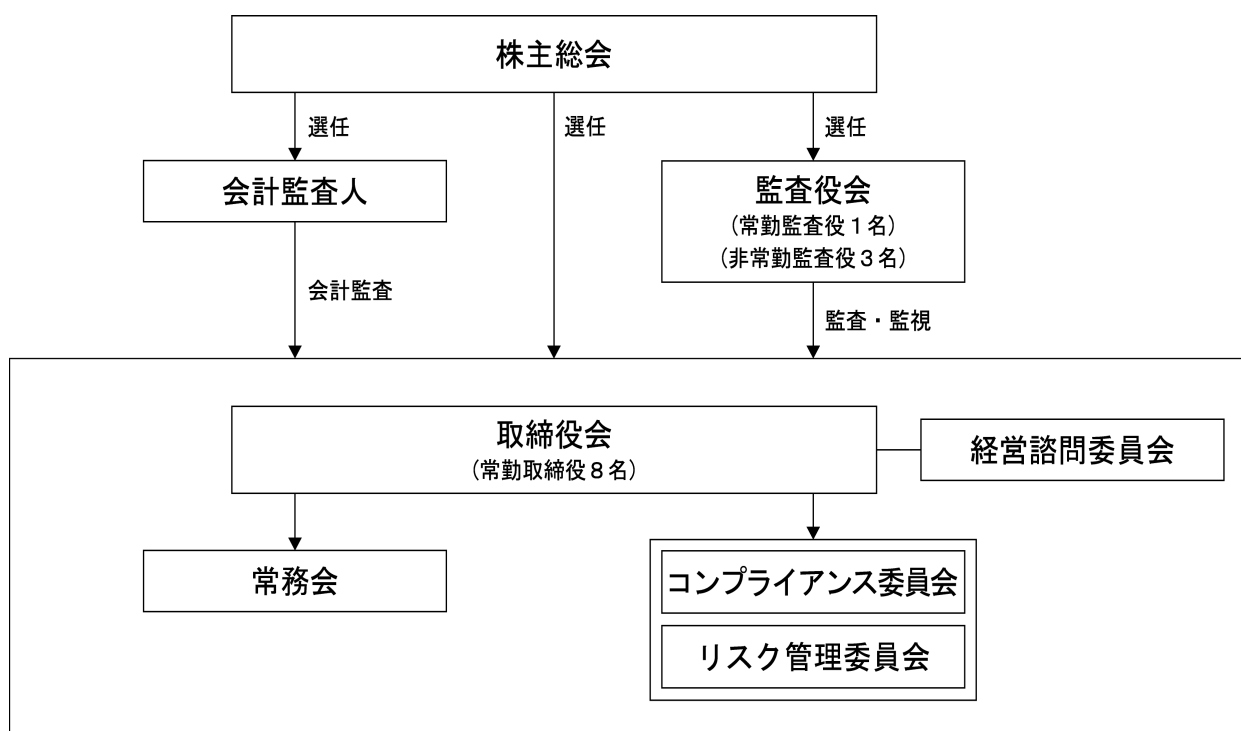
取締役会は取締役8名、監査役4名で構成され、原則として月1回の開催としており、重要な業務執行の決定を行っております。常務会は、原則として毎週1回開催しております。社外取締役は選任しておりませんが、監査役が業務執行状況を監視しており、監査役4名中3名を社外監査役とするなど、取締役の業務執行状況について、会社経営に精通した社外監査役の意見を反映しながら業務監視を行なう体制としております。なお、取締役の任期は1年としており、経営環境の変化に機動的に対応させております。

取締役会の下に、取締役からなる常務会を設置し、取締役会の決定した事項に関する具体的な実行細目並びに取締役会からの受任項目を決議しており、機動的な運用を行える体制としております。

また、取締役会の受任事項に基づき、重要な経営課題である分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を敷いております。各委員会は、原則として毎月1回開催しております。

監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されており、各監査役は、取締役会等の重要会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、独立の立場から取締役の業務執行を監査しております。

ロ 会社の機関・内部統制の関係



ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

<会社の機関の内容>

(経営諮問委員会)

取締役会へ対し、客観的な立場で評価・助言を行う機関として「経営諮問委員会」を平成22年5月21日に設置いたしました。

外部の有識者から経営方針や経営戦略及びコンプライアンス等について、客観的な立場で評価・助言を頂き、経営の透明性を高めております。

構成委員は、当行役付取締役の他、外部の有識者3名を選任しております。原則として6ヶ月に1回の開催とするほか、必要に応じて開催致します。

(取締役会)

経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行に関わる決定を行うとともに、経営・業務執行の監督機能も担っております。

また、当行は取締役8名が常勤しており、業務の全般を執行するとともに、取締役会に出席しております。取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じ臨時に招集しております。

(監査役会)

監査役は、取締役会へ出席し積極的に意見具申するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、取締役会の他、常務会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会へ出席し積極的に意見具申を行い、取締役の業務執行の実態把握に努めるとともに、職務執行状況を監査しております。

常勤監査役1名、社外監査役3名を選任しております。監査役会は、原則として月に1回開催しております。

(常務会)

取締役会で決定した経営方針等に基づき、各部の業務執行状況について報告を受け、迅速かつ機動的に業務執行の意思決定を行う機能を果たしております。

取締役8名で構成し、これに常勤監査役が加わっております。常務会は、原則として週に1回開催しております。

(コンプライアンス委員会)

金融機関の持つ公共的使命に鑑み、法令や社会的規範等の逸脱を防止し、厳格な自己規律による信頼性を確保して、当行のコンプライアンス態勢を強固なものとすることを目的としております。

頭取を委員長とし、全取締役及び関連部の責任者で構成しており、これに常勤監査役が加わっております。コンプライアンス委員会は、原則として毎月1回開催しております。

(リスク管理委員会)

当行のリスク管理方針、業務に係る各種リスクの状況の把握と評価、管理に係る事項等を協議・決議しております。

頭取を委員長とし、全取締役及び関連部の責任者で構成しており、これに常勤監査役が加わっております。リスク管理会は、原則として毎月1回開催しております。

<内部統制システム整備の状況>

当行は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制(以下「内部統制システム」という。)の整備」の基本方針について、下記のとおり定めております。

(内部統制システム構築の基本方針)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、当行の業務執行を適正かつ健全に行い企業統治を一層強化する観点から、法令遵守と実効性ある内部統制システムの構築を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その体制確立に努める。
- ・監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、内部統制システムの有効性を検証するとともに、取締役及び使用人の職務執行上の課題の早期発見と是正に努める。
- ・取締役会はコンプライアンス体制に係る諸規程を整備し、役職員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記するとともに、具体的な実践方法についてコンプライアンス・マニュアルを定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部署としてリスク管理部法務コンプライアンス室を設置するとともに、各職場にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命し、当行のコンプライアンスの取り組み状況についてモニタリングを実施する。
- ・取締役会は事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス委員会はその実施状況を取締役会に報告する。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、取締役会に対しその状況を報告する。
- ・取締役会が制定した監査規程に基づき、監査部は事業年度毎に監査計画を策定してコンプライアンスの遵守態勢の監査を定期的に行い、取締役会に報告する。
- ・取締役会が制定した社内通報規程に基づき、通報者の保護を図るとともに透明性を確保した適切な内部通報体制を整備する。
- ・取締役会は「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に、反社会的勢力との対応方針を定め、断固として関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書規程及び業務分掌規程等に基づき保管・管理する。また、取締役及び監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会が制定したリスク管理基本規程に基づき、業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、銀行全体のリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
 - ・取締役会はリスク管理統括部署としてリスク管理部を設置する。また、リスク管理部は各リスクの管理状況を取締役会に定期的に報告する。
 - ・取締役会はコンティンジェンシープランを策定し、不測の事態に備える体制を構築する。
 - ・取締役会が制定した監査規程に基づき、監査部は事業年度毎に監査計画を策定してリスク管理態勢の監査を定期的に行い、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務執行が厳格に行われることを確保するために、重要な経営事項については、取締役・監査役で構成する取締役会で協議・決定する。また、個別経営課題を協議する場として、常務取締役以上で構成する常務会を原則毎週開催し、協議・決議する。なお、これらは取締役会規程・常務会規程・職務権限規程等により、適正かつ効率的に運用される体制を確保する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・経営企画部を子会社等の担当部署とし、事業の統括的管理を行う。また、当行より取締役を派遣し、定常的に監督する。
 - ・監査部は当行の子会社等の内部監査を実施し、企業集団としての内部統制の有効性と妥当性を検証する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役は、監査役の職務執行を補助する者として、当行の使用人から監査役の補助人を任命することができる。その任命および解任については監査役会の同意を必要とする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・前項の使用人の監査役補助業務遂行について、取締役会はその独立性について認識するとともに、関係者にも徹底させる。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為などについて、監査会に報告する。
 - ・上記にかかわらず、監査役会は必要に応じ、取締役または使用人に報告を求めることができる。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ必要に応じ意見交換を開催する。
 - ・業務の適正性を確保する上で重要な取締役会、常務会、コンプライアンス委員会等への監査役の出席を確保する。

ニ リスク管理体制の整備の状況

当行では、業務に関わる全てのリスクを適切に管理することにより、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を経営上の重要課題としております。これに対応するため、リスク毎の管理担当部署でリスクの測定・管理を行っており、リスク管理の統括部署であるリスク管理部において、全てのリスクの把握・統制に努めております。

また、頭取を委員長としたリスク管理委員会を毎月開催しており、当行のリスク管理方針、業務に係る各種リスクの状況の把握と評価、管理に係る事項等を協議・決議しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当行の内部監査は、所管部署である監査部(人員16名)が、取締役会で承認された監査計画書に基づき、内部管理の状況に応じた頻度・深度を考慮しながら実施しております。

また、内部監査によるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢・内部統制機能などの適切性・有効性の検証結果については、毎月取締役会に報告しております。

当行の常勤監査役は、銀行員としての十分な経歴を持ち、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

監査役は、監査役会監査計画書(年度)に基づき、会計監査人との意見交換、当行及び子会社・関連会社に対する業務監査や重要書類の閲覧・調査を行い、当行の内部管理態勢の検証を目的とした監査を実施しております。また、監査役は、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の適法性と妥当性に対する監査を実施しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当行では、社外取締役は選任いたしておりませんが、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役に期待される外部的視点からの取締役の業務執行に対する監視機能については、社外監査役3名により経営に対して客観的・中立的な監視が行われることで十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

いずれの社外監査役も、その他の取締役、監査役と人的関係は有さず、当行との間には、通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。

社外監査役笹島富二雄氏(当行株式所有株式数15千株)は、弁理士であり久遠特許事務所の代表であります。同事務所と当行には人的関係、資本的関係はなく通常の銀行取引を行っております。また、同氏と当行には融資取引がありますが、人的関係、資本的関係はなく、通常の銀行取引を行っております。

社外監査役大久保靖彦氏(当行株式所有株式数50千株)は、蔵王ロープウェイ株式会社の代表取締役社長であります。同社と当行には融資取引がありますが、人的関係、資本的関係はなく、通常の銀行取引を行っております。また、同氏と当行には人的関係、資本的関係はなく、通常の銀行取引を行っております。

社外監査役伊藤吉明氏(当行株式所有株式数11千株)は、公認会計士であり株式会社伊藤会計事務所の代表取締役及び伊藤公認会計士事務所所長であります。同社と当行には融資取引がありますが、人的関係、資本的関係はなく、通常の銀行取引を行っております。また、同事務所は、当行の関係会社であるきらやかカード株式会社、山形ビジネスサービス株式会社及び株式会社富士通山形インフォテックとの間において公認会計士業務ならびに税理士業務に関する業務契約を締結しておりますが、人的関係、資本的関係はありません。同氏と当行には人的関係、資本的関係はありません。

当行では、社外監査役を選任するにあたり、独立性について特段の定めはありませんが、取締役から一定の距離を置き、その影響を受けずにより客観的な意見を経営に反映させる牽制機能を重視し、経営者としての豊富な経験、幅広い見識および会計等に関する専門的な知識等を有する者から選任しております。

なお、監査役会の内容につきましては、前述の①企業統治の体制の概要等―ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況―(監査役会)に記載のとおりであります。

④ 役員の報酬等の内容

当行の役員の報酬等は、過去の株主総会で定められた役員区分ごとの限度額の範囲内で、各役員ごとに基本報酬額を定めております。なお、役員区分ごとの限度額は、取締役が年額160百万円、監査役が年額35百万円以内となっております。

当行の役員区分、員数、報酬等の総額及びその内訳項目は以下のとおりであります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

役員区分	員 数	報酬等の総額	（百万円）	
			基本報酬	役員退職慰労引当金 繰入額（注）
取締役	8	116	109	7
監査役	1	11	11	0
社外役員	3	11	11	0

（注） 役員退職慰労金制度は、平成23年6月に開催された定時株主総会終結の時をもって廃止致しました。

⑤ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 119 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 5,877百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘 柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	201,500	448	取引の維持・向上
株式会社ヤマザワ	319,200	369	同上
株式会社大光銀行	1,055,000	284	同上
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	75,568	143	同上
株式会社山形銀行	336,500	139	同上
セコム株式会社	33,660	130	同上
株式会社宮崎太陽銀行	478,000	113	同上
株式会社第三銀行	510,000	109	同上
カメイ株式会社	308,000	104	同上
株式会社南日本銀行	549,000	104	同上
エヌ・デーソフトウェア株式会社	100,000	102	同上
株式会社長野銀行	528,000	98	同上
ミクロン精密株式会社	90,000	90	同上
株式会社東日本銀行	401,250	72	同上
株式会社東和銀行	632,000	65	同上
凸版印刷株式会社	96,000	62	同上
株式会社豊和銀行	557,000	57	同上
岡谷鋼機株式会社	60,000	53	同上
日本ユニシス株式会社	86,000	46	同上
株式会社コジマ	91,900	46	同上
株式会社栃木銀行	118,000	43	同上
戸田建設株式会社	130,000	42	同上
株式会社トマト銀行	252,000	40	同上
株式会社シベール	150	39	同上
株式会社T B K	87,000	35	同上
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	14,915	31	同上
株式会社かわでん	300	27	同上
株式会社トスネット	105,000	26	同上
西松建設株式会社	197,000	26	同上
日東ベスト株式会社	35,000	23	同上

(注) 貸借対照表計上額が、資本金額の100分の1を超える銘柄数が30銘柄に満たないため、貸借対照表計上額の上位30銘柄を記載しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘 柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	201,500	457	取引の維持・向上
株式会社ヤマザワ	319,200	449	同上
カメイ株式会社	308,000	387	同上
エヌ・デーソフトウェア株式会社	100,000	313	同上
株式会社大光銀行	1,055,000	272	同上
ミクロン精密株式会社	90,000	225	同上
セコム株式会社	33,660	136	同上
株式会社山形銀行	336,500	132	同上
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	75,568	128	同上
株式会社宮崎太陽銀行	478,000	100	同上
株式会社南日本銀行	549,000	90	同上
株式会社第三銀行	510,000	89	同上
株式会社長野銀行	528,000	85	同上
株式会社東日本銀行	401,250	76	同上
株式会社豊和銀行	557,000	71	同上
凸版印刷株式会社	96,000	62	同上
株式会社東和銀行	632,000	60	同上
岡谷鋼機株式会社	60,000	53	同上
日本ユニシス株式会社	86,000	49	同上
株式会社T B K	87,000	49	同上
株式会社コジマ	91,900	45	同上
株式会社トスネット	105,000	42	同上
株式会社シベール	150	40	同上
株式会社トマト銀行	252,000	40	同上
株式会社ダイユーエイト	49,600	39	同上
西松建設株式会社	197,000	38	同上
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	14,915	36	同上
株式会社栃木銀行	118,000	36	同上
戸田建設株式会社	130,000	36	同上
日東ベスト株式会社	35,000	30	同上

(注) 貸借対照表計上額が、資本金額の100分の1を超える銘柄数が30銘柄に満たないため、貸借対照表計上額の上位30銘柄を記載しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前 事 業 年 度			
	貸借対照表 計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	1,745	80	△ 43	△ 771
非上場株式	—	—	—	—

	当 事 業 年 度			
	貸借対照表 計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	1,422	46	△ 241	△ 499
非上場株式	—	—	—	—

ニ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑥ その他

イ. 会計監査の状況

当行は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	鈴木 和郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	南波 秀哉	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	窪寺 信	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しております。

2. 同監査法人は既に自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名、その他 7名

(注) その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者であります。

ロ. 取締役の員数等に関する定款の定め

・取締役の員数

当行は、取締役の員数について、10名以内とする旨を定款で定めております。

・取締役の選任方法

当行は、取締役の選任について、株主総会において選任する旨を定款で定めております。また、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

・取締役の任期

当行は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

ハ. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

・剰余金の配当

当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への安定的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件については、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これらは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・第Ⅲ種優先株式は、「第4提出会社の状況」の「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」に記載のとおり、定款の定めに基づき、普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社	57,000,000	12,000,000	53,000,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	57,000,000	12,000,000	53,000,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度の非監査業務に基づく報酬

当連結会計年度に係る非監査業務は、経営統合を検討しております株式会社仙台銀行の財務内容の調査に関わる業務及び「第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び適格機関投資家限定）」発行に係る「監査法人から引受会社への書簡」の作成業務であります。

当連結会計年度の非監査業務に基づく報酬

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、以下のような特段の取組を行っております。
会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	33,023	27,563
コールローン及び買入手形	9,000	12,200
商品有価証券	223	227
有価証券	※1, ※7, ※14 252,872	※1, ※7, ※14 282,059
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 893,675	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 927,780
外国為替	447	533
その他資産	※7 8,177	※7 7,182
有形固定資産	※10, ※11 17,457	※10, ※11 16,708
建物	5,526	5,145
土地	※9 11,141	※9 10,830
リース資産	8	29
建設仮勘定	—	12
その他の有形固定資産	781	691
無形固定資産	1,542	835
ソフトウェア	1,373	667
その他の無形固定資産	168	168
繰延税金資産	5,138	5,076
支払承諾見返	7,761	6,979
貸倒引当金	△17,853	△16,652
資産の部合計	1,211,466	1,270,494
負債の部		
預金	※7 1,124,660	※7 1,165,419
譲渡性預金	8,150	8,220
コールマネー及び売渡手形	—	※7 10,000
借入金	※7, ※12 1,600	※7, ※12 9,640
外国為替	21	15
社債	※13 5,800	※13 5,800
その他負債	5,965	5,808
退職給付引当金	3,564	3,603
役員退職慰労引当金	128	—
利息返還損失引当金	5	4
睡眠預金払戻損失引当金	314	263
繰延税金負債	24	77
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,718	※9 2,287
支払承諾	7,761	6,979
負債の部合計	1,160,715	1,218,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	22,986	22,986
利益剰余金	6,594	7,602
自己株式	△1	△1
株主資本合計	47,279	48,286
その他有価証券評価差額金	△473	△75
土地再評価差額金	※9 3,803	※9 3,977
その他の包括利益累計額合計	3,329	3,901
少数株主持分	141	186
純資産の部合計	50,750	52,375
負債及び純資産の部合計	1,211,466	1,270,494

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
経常収益	26,428	25,881
資金運用収益	22,105	21,805
貸出金利息	19,311	18,634
有価証券利息配当金	2,726	3,110
コールローン利息及び買入手形利息	29	27
預け金利息	3	3
その他の受入利息	34	28
役務取引等収益	3,225	3,315
その他業務収益	521	384
その他経常収益	575	375
償却債権取立益	—	160
その他の経常収益	575	215
経常費用	24,315	24,110
資金調達費用	2,503	1,947
預金利息	2,152	1,657
譲渡性預金利息	8	16
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	1	19
社債利息	330	248
その他の支払利息	9	6
役務取引等費用	1,760	1,563
その他業務費用	189	1,206
営業経費	17,465	17,182
その他経常費用	2,397	2,210
貸倒引当金繰入額	—	538
その他の経常費用	※1 2,397	※1 1,672
経常利益	2,112	1,770
特別利益	412	160
固定資産処分益	55	7
貸倒引当金戻入益	※3 62	※3 153
償却債権取立益	294	—
特別損失	1,182	323
固定資産処分損	29	37
減損損失	※2 256	※2 286
貸倒引当金繰入額	806	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	—
税金等調整前当期純利益	1,342	1,606
法人税、住民税及び事業税	69	67
法人税等調整額	△43	△41
法人税等合計	25	26
少数株主損益調整前当期純利益	1,316	1,580
少数株主利益	2	0
当期純利益	1,314	1,579

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,316	1,580
その他の包括利益	△1,569	※1 770
その他有価証券評価差額金	△1,571	442
繰延ヘッジ損益	1	—
土地再評価差額金	—	327
包括利益	△253	2,350
親会社株主に係る包括利益	△257	2,305
少数株主に係る包括利益	3	45

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,700	17,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,700	17,700
資本剰余金		
当期首残高	22,986	22,986
当期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当期変動額合計	△0	—
当期末残高	22,986	22,986
利益剰余金		
当期首残高	5,843	6,594
当期変動額		
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,314	1,579
連結範囲の変動	—	△1
土地再評価差額金の取崩	118	153
当期変動額合計	750	1,007
当期末残高	6,594	7,602
自己株式		
当期首残高	△0	△1
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	△1	△1
株主資本合計		
当期首残高	46,529	47,279
当期変動額		
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,314	1,579
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
連結範囲の変動	—	△1
土地再評価差額金の取崩	118	153
当期変動額合計	749	1,007
当期末残高	47,279	48,286

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,099	△473
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,572	398
当期変動額合計	△1,572	398
当期末残高	△473	△75
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	—
当期変動額合計	1	—
当期末残高	—	—
土地再評価差額金		
当期首残高	3,921	3,803
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△118	173
当期変動額合計	△118	173
当期末残高	3,803	3,977
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,018	3,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,689	572
当期変動額合計	△1,689	572
当期末残高	3,329	3,901
少数株主持分		
当期首残高	137	141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	45
当期変動額合計	3	45
当期末残高	141	186
純資産合計		
当期首残高	51,686	50,750
当期変動額		
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,314	1,579
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
連結範囲の変動	—	△1
土地再評価差額金の取崩	118	153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,685	617
当期変動額合計	△935	1,625
当期末残高	50,750	52,375

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,342	1,606
減価償却費	1,453	1,414
減損損失	256	286
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	—
のれん償却額	△74	△3
持分法による投資損益 (△は益)	△30	△26
貸倒引当金の増減 (△)	△887	△1,200
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	47	39
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	15	△128
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△29	△50
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△2	△0
資金運用収益	△22,105	△21,805
資金調達費用	2,503	1,947
有価証券関係損益 (△)	599	1,318
固定資産処分損益 (△は益)	△26	30
貸出金の純増 (△) 減	△14,478	△34,098
預金の純増減 (△)	37,001	40,812
譲渡性預金の純増減 (△)	5,150	70
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,300	8,040
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	151	△91
コールローン等の純増 (△) 減	1,000	△3,200
コールマネー等の純増減 (△)	—	10,000
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	45	△86
外国為替 (負債) の純増減 (△)	9	△5
資金運用による収入	22,267	21,776
資金調達による支出	△2,370	△2,377
その他	696	1,629
小計	33,923	25,895
法人税等の支払額	△50	△58
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,873	25,836

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△147,718	△235,436
有価証券の売却による収入	103,834	192,761
有価証券の償還による収入	20,809	12,210
有形固定資産の取得による支出	△239	△165
有形固定資産の売却による収入	118	49
無形固定資産の取得による支出	△306	△73
無形固定資産の売却による収入	0	0
非連結子会社株式の取得による支出	△50	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,550	△30,658
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	—	△5
劣後特約付借入れによる収入	300	—
劣後特約付社債の発行による収入	5,800	—
劣後特約付社債の償還による支出	△12,000	—
配当金の支払額	△681	△724
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,582	△730
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,740	△5,551
現金及び現金同等物の期首残高	28,620	32,361
現金及び現金同等物の期末残高	※1 32,361	※1 26,809

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
(1) 連結子会社	4 社
会社名	
・きらやかカード株式会社	
・きらやかキャピタル株式会社	
・きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社	
・山形ビジネスサービス株式会社	
(連結の範囲の変更)	
前連結会計年度において非連結子会社でありましたきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度に連結の範囲に含めております。	
(2) 非連結子会社	0 社

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	0 社
(2) 持分法適用の関連会社	2 社
会社名	
・株式会社東北バンキングシステムズ	
・株式会社富士通山形インフォテクノ	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	0 社
(4) 持分法非適用の関連会社	0 社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
すべての連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。	

4. 会計処理基準に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 15年～50年 その他 : 3年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)により償却しております。 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,215百万円(前連結会計年度末は8,005百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
(6) 役員賞与引当金の計上基準	役員賞与引当金は、連結子会社の一部において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。
(7) 退職給付引当金の計上基準	退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理 又は発生連結会計年度において全額費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,546百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理しております。
(8) 利息返還損失引当金の計上基準	クレジットカード業を営む連結子会社において、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。
(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準	睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(10) 受取保証料(役務取引等収益)の計上基準	クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料(役務取引等収益)については、連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。
(11) 外貨建資産・負債の換算基準	当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債はありません。
(12) リース取引の処理方法	当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(13) 重要なヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。 また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。
(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(15) 消費税等の会計処理	当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月 4 日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度については遡及処理を行っておりません。 (役員退職慰労引当金) 当行は、平成23年 5 月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成23年 6 月28日開催の第163期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。また、連結子会社は、各社の取締役会及び株主総会において同様の決議をいたしました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分131百万円については「その他負債」に含めて計上しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
株式 出資金	129百万円 － 百万円	86百万円 － 百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
破綻先債権額	1,825百万円	1,878百万円
延滞債権額	45,126百万円	43,732百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
3カ月以上延滞債権額	453百万円	－ 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
貸出条件緩和債権額	4,186百万円	4,091百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
合計額	51,592百万円	49,702百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
	10,917百万円	11,656百万円

※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
担保に供している資産		
有価証券	14,442百万円	31,823百万円
その他	6 "	5 "
計	14,448 "	31,828 "

担保に対応する債務

預金	853 "	587 "
コールマネー及び売渡手形	— "	10,000 "
借入金	1,300 "	9,340 "

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
有価証券	29,492百万円	15,151百万円
また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
保証金	685百万円	572百万円

※ 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
融資未実行残高	96,415百万円	87,565百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	69,430百万円	66,982百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 9. 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年 3 月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
6,143百万円	6,216百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
減価償却累計額	17,988百万円	18,320百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会年度の圧縮記帳額)	1,802百万円 (－百万円)	1,748百万円 (－百万円)

※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
劣後特約付借入金	300百万円	300百万円

※13. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
劣後特約付社債	5,800百万円	5,800百万円

※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
	7,759百万円	9,205百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
貸出金償却	686百万円	貸出金償却	518百万円
株式等償却	858百万円	株式等償却	219百万円

※ 2. 減損損失

当行グループが保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分(エリアに属する店舗グループ、エリアに属さないそれぞれの店舗)ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

前連結会計年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	141
遊休	建物	山形県	22
遊休	土地	宮城県	77
遊休	建物	宮城県	13
遊休	土地	新潟県	1
合計			256

当連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	265
遊休	建物	山形県	1
遊休	その他	山形県	0
遊休	その他	新潟県	1
遊休	建物	東京都	16
遊休	その他	東京都	0
合計			286

※ 3. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災の 影響による貸倒引当金 の戻入益)	62百万円 (一百万円)	貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災の 影響による貸倒引当金 の戻入益)	153百万円 (153百万円)

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△781百万円
組替調整額	1,277 "
税効果調整前	495 "
税効果額	△52 "
その他有価証券評価差額金	442 "

土地再評価差額金：

当期発生額	— "
組替調整額	— "
税効果調整前	— "
税効果額	327 "
土地再評価差額金	327 "
その他の包括利益合計	770 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	129,714	—	—	129,714	
第Ⅲ種優先株式	100,000	—	—	100,000	
合 計	229,714	—	—	229,714	
自己株式					
普通株式	4	12	0	16	(注)
合 計	4	12	0	16	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加 12千株
単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	129	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第Ⅲ種優先株式	184	1.84	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	194	1.50	平成22年9月30日	平成22年12月10日
	第Ⅲ種優先株式	173	1.73	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	194	利益剰余金	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第Ⅲ種優先株式	173	利益剰余金	1.73	平成23年3月31日	平成23年6月29日

Ⅱ 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	129,714	—	—	129,714	
第Ⅲ種優先株式	100,000	—	—	100,000	
合 計	229,714	—	—	229,714	
自己株式					
普通株式	16	0	—	16	（注）
合 計	16	0	—	16	

（注）単元未満株式の買取請求による増加 0千株
単元未満株式の買増（売渡）請求による減少 一千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第Ⅲ種優先株式	173	1.73	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	194	1.50	平成23年9月30日	平成23年12月9日
	第Ⅲ種優先株式	162	1.62	平成23年9月30日	平成23年12月9日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	194	利益剰余金	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第Ⅲ種優先株式	162	利益剰余金	1.62	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
現金預け金勘定	33,023百万円	27,563百万円
当座預け金	△389 "	△108 "
普通預け金	△200 "	△534 "
定期預け金	△0 "	△0 "
その他	△71 "	△111 "
現金及び現金同等物	32,361 "	26,809 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

連結子会社における設備(車両運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,772	1,286	486
無形固定資産	1,065	842	223
合 計	2,838	2,128	709

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,642	1,433	209
無形固定資産	695	616	78
合 計	2,338	2,049	288

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	453	286
1年超	322	35
合 計	775	322

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	535	478
減価償却費相当額	470	421
支払利息相当額	45	24

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、当行という）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、将来の為替・金利の変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結子会社では、クレジットカード業務、又は、ベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しているほか、一部の連結子会社ではベンチャーキャピタル業務として保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権・債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

(4) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、有価証券及び預金・貸出金の市場リスク量(VaR)の算定にあたっては、分散・共分散法(保有期間40日(政策投資株式は240日)、信頼区間99%、観測期間5年間)を採用しております。

平成24年3月31日現在で当行の市場リスク量(VaR)は、全体で9,723百万円(前連結会計年度末は8,646百万円)となっております。

なお、当行では、有価証券について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、平成23年度に実施したバックテストの結果、実際の損失がVaRを超えた回数はなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	33,023	33,023	—
(2)コールローン及び買入手形	9,000	9,000	—
(3)有価証券			
満期保有の債券	6,544	6,611	66
その他有価証券	245,050	245,050	—
(4)貸出金	893,675		
貸倒引当金(※1)	△16,729		
	876,945	881,005	4,059
資産計	1,170,564	1,174,691	4,126
(1)預金	1,124,660	1,125,981	1,320
(2)譲渡性預金	8,150	8,151	1
(3)社債	5,800	5,679	△120
負債計	1,138,610	1,139,811	1,201
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(※3) 「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。

資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目 「商品有価証券」及び「外国為替」

負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目 「借入金」、「外国為替」及び「支払承諾」

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	27,563	27,563	—
(2)コールローン及び買入手形	12,200	12,200	—
(3)有価証券			
満期保有の債券	4,965	5,004	38
その他有価証券	275,872	275,872	—
(4)貸出金	927,780		
貸倒引当金(※1)	△15,628		
	912,152	918,082	5,929
資産計	1,232,753	1,238,722	5,968
(1)預金	1,165,419	1,166,044	625
(2)譲渡性預金	8,220	8,221	1
(3)コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000	—
(4)借用金	9,640	9,637	△2
(5)社債	5,800	5,749	△50
負債計	1,199,079	1,199,653	574
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※3) 「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。

資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目
「商品有価証券」、「外国為替」及び「支払承諾見返」
負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目
「外国為替」及び「支払承諾」

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額と

した場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は4,274百万円増加、「その他有価証券評価差金」は4,274百万円増加しており、当連結会計年度は、「有価証券」は1,072百万円増加、「その他有価証券評価差金」は1,072百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「（有価証券関係）」に記載しております。

（４） 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

（１） 預金、及び （２） 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（３） コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（１週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（４） 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、劣後特約付借入金の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

（５） 社債

当行の発行する社債の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
①非上場株式(※1)(※2)	1,137	1,125
②非公募転換社債(※3)	10	10
合 計	1,148	1,136

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について25百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について21百万円減損処理を行っております。

(※3) 非公募転換社債については、市場価格がなく、転換権を行使した場合の非上場株式の時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	33,023	—	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	9,000	—	—	—	—	—
有価証券	11,558	22,723	51,176	50,983	93,681	1,212
満期保有目的の債券	1,598	991	3,954	—	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	1,598	991	2,954	—	—	—
その他	—	—	1,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期のあるもの	9,959	21,732	47,222	50,983	93,681	1,212
うち国債	—	—	1,055	40,131	68,712	—
地方債	—	95	2,119	—	1,223	—
社債	5,940	8,212	28,827	4,889	16,847	941
その他	4,019	13,424	15,219	5,961	6,899	270
貸出金	229,921	167,210	113,851	75,904	102,977	203,809
合 計	283,503	189,933	165,028	126,887	196,659	205,021

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,025	—	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	12,200	—	—	—	—	—
有価証券	11,083	24,226	66,881	47,145	105,217	3,984
満期保有目的の債券	999	1,985	1,980	—	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	999	1,985	980	—	—	—
その他	—	—	1,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期のあるもの	10,084	22,241	64,900	47,145	105,217	3,984
うち国債	—	—	18,123	33,734	35,258	2,195
地方債	293	1,741	4,335	1,218	18,775	584
社債	4,458	9,390	29,418	9,552	43,984	994
その他	5,332	11,109	13,022	2,639	7,198	210
貸出金	254,951	156,696	110,138	78,710	101,753	225,530
合 計	282,260	180,922	177,019	125,855	206,970	229,515

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	970,875	123,231	30,554	—	—	—
譲渡性預金	8,150	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	5,800	—
合 計	979,025	123,231	30,554	—	5,800	—

（※） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,015,150	124,100	26,168	—	—	—
譲渡性預金	8,020	200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手 形	10,000	—	—	—	—	—
借入金	9,340	—	—	—	300	—
社債	—	—	—	—	5,800	—
合 計	1,042,510	124,300	26,168	—	6,100	—

（※） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成23年 3 月31日	平成24年 3 月31日
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	1	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成23年 3 月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,544	5,717	172
	その他	—	—	—
	小計	5,544	5,717	172
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	894	△105
	小計	1,000	894	△105
合計		6,544	6,611	66

当連結会計年度（平成24年 3 月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,965	4,085	120
	その他	—	—	—
	小計	3,965	4,085	120
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	918	△81
	小計	1,000	918	△81
合計		4,965	5,004	38

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	516	315	201
	債券	134,865	132,363	2,501
	国債	104,011	101,848	2,163
	地方債	2,072	2,049	23
	社債	28,781	28,465	315
	その他	36,180	35,583	596
	小計	171,561	168,262	3,299
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,406	5,735	△1,329
	債券	44,119	44,725	△606
	国債	5,887	5,995	△107
	地方債	1,365	1,398	△33
	社債	36,866	37,332	△465
	その他	24,962	26,759	△1,796
	小計	73,488	77,220	△3,732
合計		245,050	245,483	△433

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,054	1,011	1,042
	債券	191,450	189,641	1,808
	国債	89,311	88,288	1,023
	地方債	23,992	23,791	200
	社債	78,146	77,561	584
	その他	29,785	29,367	417
	小計	223,289	220,020	3,269
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,381	4,314	△932
	債券	22,599	22,769	△170
	国債	—	—	—
	地方債	2,956	2,961	△5
	社債	19,642	19,808	△165
	その他	26,601	28,705	△2,103
	小計	52,582	55,789	△3,207
合計		275,872	275,810	62

４．連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,673	260	301
債券	84,949	461	133
国債	49,088	195	52
地方債	4,096	4	30
社債	31,764	261	50
その他	14,996	295	2
合計	102,618	1,017	437

当連結会計年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	527	0	249
債券	181,965	338	727
国債	136,239	212	668
地方債	3,607	0	6
社債	42,118	124	51
その他	9,403	16	458
合計	191,895	355	1,434

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、845百万円（うち、株式833百万円、その他12百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、198百万円（うち株式198百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

I 前連結会計年度（平成23年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	△433
その他有価証券	△433
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	△24
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△458
(△) 少数株主持分相当額	△15
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△473

II 当連結会計年度（平成24年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	62
その他有価証券	62
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	△77
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△15
(△) 少数株主持分相当額	△60
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△75

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	66	—	△2	△2
	買建	66	—	1	1
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	28	—	0	0
	買建	39	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

株式会社きらやか銀行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、平成19年10月1日に、殖産銀行厚生年金基金と山形しあわせ銀行企業年金基金を統合し、新規にきらやか銀行企業年金基金を設立しております。

また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△12,499	△14,015
年金資産	(B)	6,900	7,161
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△5,598	△6,854
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	1,416	1,062
未認識数理計算上の差異	(E)	3,809	4,740
未認識過去勤務債務	(F)	3	3
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△369	△1,048
前払年金費用	(H)	3,194	2,555
退職給付引当金	(G) - (H)	△3,564	△3,603

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	355	332
利息費用	313	310
期待運用収益	△260	△258
過去勤務債務の費用処理額	△0	△0
数理計算上の差異の費用処理額	763	803
会計基準変更時差異の費用処理額	354	354
その他(臨時に支払った割増退職金等)	20	18
退職給付費用	1,546	1,560

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
2.50%	1.36%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
3.75%	3.75%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

なお、一部の連結子会社においては給与基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

1年又は11年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

11年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしている)

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

II 当連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	7,582 百万円	6,899 百万円
税務上の繰越欠損金	2,930	1,136
その他有価証券評価差額金	199	52
退職給付引当金	1,441	1,299
減価償却費の償却超過額	245	201
役員退職慰労引当金	52	—
その他	2,083	1,845
繰延税金資産小計	14,536	11,434
評価性引当額	△9,388	△6,350
繰延税金資産合計	5,147	5,084
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△24	△77
資産除去費用の資産計上額	△8	△7
繰延税金負債合計	△32	△85
繰延税金資産の純額	5,114 百万円	4,999 百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.44 %	40.44 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.01	1.47
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.82	△3.78
住民税均等割等	2.29	1.89
評価性引当金の増減	△37.29	△68.59
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	29.61
その他	△0.73	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.90 %	1.62 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.44%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.75%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.38%となります。この税率変更により、繰延税金資産が483百万円、繰延税金負債が10百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が10百万円、法人税等調整額が483百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は327百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は47百万円減少し、法人税等調整額は47百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業店舗及び営業店舗用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を取得から18～50年と見積もり、割引率は使用見込期間に応じて1.6～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高 (注)	113 百万円	115 百万円
有形固定資産の取得に伴う 増加額	— 百万円	6 百万円
時の経過による調整額	2 百万円	1 百万円
資産除去債務の履行による 減少額	— 百万円	△21 百万円
期末残高	115 百万円	102 百万円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、主として国内において、きらやか銀行が行う銀行業を中心に、連結子会社においてクレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務等の金融サービス業を行っております。

当行グループは、中核事業である「銀行業」を報告セグメントにしております。また、連結子会社の行うそれぞれの金融サービス業務は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	25,605	25,605	743	26,349
セグメント間の内部経常収益	38	38	575	613
計	25,643	25,643	1,319	26,962
セグメント利益	1,964	1,964	70	2,035
セグメント資産	1,210,524	1,210,524	103,923	1,314,448
セグメント負債	1,159,920	1,159,920	102,676	1,262,596
その他の項目				
減価償却費	1,443	1,443	7	1,451
資金運用収益	21,861	21,861	270	22,131
資金調達費用	2,497	2,497	5	2,503
特別利益	371	371	37	409
（固定資産処分益）	(52)	(52)	—	(52)
（貸倒引当金戻入益）	(24)	(24)	(37)	(62)
（償却債権取立益）	(294)	(294)	—	(294)
特別損失	1,182	1,182	0	1,182
（固定資産処分損）	(29)	(29)	(0)	(29)
（減損損失）	(256)	(256)	—	(256)
（貸倒引当金繰入額）	(806)	(806)	—	(806)
（資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額）	(91)	(91)	—	(91)
税金費用	△17	△17	42	25
持分法適用会社への投資額	17	17	—	17
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	543	543	1	545

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	25,182	25,182	1,021	26,204
セグメント間の内部経常収益	95	95	547	642
計	25,278	25,278	1,568	26,847
セグメント利益	1,636	1,636	171	1,807
セグメント資産	1,269,640	1,269,640	95,333	1,364,973
セグメント負債	1,217,498	1,217,498	93,957	1,311,456
その他の項目				
減価償却費	1,400	1,400	11	1,411
資金運用収益	21,651	21,651	220	21,871
資金調達費用	1,942	1,942	5	1,947
特別利益	160	160	1	162
（固定資産処分益）	(7)	(7)	—	(7)
（貸倒引当金戻入益）	(153)	(153)	—	(153)
（その他）	—	—	(1)	(1)
特別損失	323	323	—	323
（固定資産処分損）	(37)	(37)	—	(37)
（減損損失）	(286)	(286)	—	(286)
税金費用	△64	△64	90	26
持分法適用会社への投資額	17	17	—	17
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	235	235	2	238

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（1）報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

（単位：百万円）

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	25,643	25,278
「その他」の区分の経常収益	1,319	1,568
セグメント間取引消去	△613	△642
負ののれんの償却額	74	3
持分法投資利益	30	26
持分法適用会社からの配当金の控除	△25	△12
貸倒引当金戻入益の調整	—	△342
その他の調整額		
個別財務諸表の組替	—	1
連結損益計算書の経常収益	26,428	25,881

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,964	1,636
「その他」の区分の利益	70	171
セグメント間取引消去	—	△54
負ののれんの償却額	74	3
持分法投資利益	30	26
持分法適用会社からの配当金の控除	△25	△12
貸倒引当金の調整	0	△0
その他の調整額		
個別財務諸表の組替	—	1
未実現利益の実現	△2	△2
連結損益計算書の経常利益	2,112	1,770

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,210,524	1,269,640
「その他」の区分の資産	103,923	95,333
投資と資本の消去	△963	△1,018
持分法適用会社からの配当金の控除	△44	△55
持分法適用会社との連結上の処理	△81	△57
債権債務の消去	△101,883	△93,337
固定資産未実現損益調整	△7	△10
連結貸借対照表の資産合計	1,211,466	1,270,494

(4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,159,920	1,217,498
「その他」の区分の負債	102,676	93,957
投資と資本の消去	3	—
債権債務の消去	△101,883	△93,337
連結貸借対照表の負債合計	1,160,715	1,218,118

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	1,443	1,400	7	11	2	2	1,453	1,414
資金運用収益	21,861	21,651	270	220	△26	△66	22,105	21,805
資金調達費用	2,497	1,942	5	5	△0	△0	2,503	1,947
特別利益	371	160	37	1	2	△1	412	160
（固定資産処分益）	(52)	(7)	—	—	(2)	(0)	(55)	(7)
（貸倒引当金戻入益）	(24)	(153)	(37)	—	(△0)	—	(62)	(153)
（償却債権取立益）	(294)	—	—	—	—	—	(294)	—
（その他）	—	—	—	(1)	—	(△1)	—	—
特別損失	1,182	323	0	—	—	—	1,182	323
（固定資産処分損）	(29)	(37)	(0)	—	—	—	(29)	(37)
（減損損失）	(256)	(286)	—	—	—	—	(256)	(286)
（貸倒引当金繰入額）	(806)	—	—	—	—	—	(806)	—
（資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額）	(91)	—	—	—	—	—	(91)	—
税金費用	△17	△64	42	90	△0	△0	25	26
持分法適用会社への投資額	17	17	—	—	62	69	79	86
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	543	235	1	2	—	—	545	238

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19,311	3,476	3,640	26,428

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	18,634	3,467	3,778	25,881

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
減損損失	256	256	—	256

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
減損損失	286	286	—	286

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	笹島富二雄	—	—	当行社外監査役 久遠特許事務所 共同代表	被所有 直接0.01	融資取引	融資取引	114	貸出金	150
	大久保靖彦	—	—	当行社外監査役 蔵王ロープウェイ 株式会社代表 取締役	被所有 直接0.03	被保証	被保証	△11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注) 1. 当行社外監査役笹島富二雄については弁理士業運転資金及び不動産購入資金として行った取引であり、取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

2. 当行社外監査役大久保靖彦については代表権を有している蔵王ロープウェイ(株)への貸出金50百万円について保証を行っております。取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	笹島富二雄	—	—	当行社外監査役 久遠特許事務所 共同代表	被所有 直接0.01	融資取引	融資取引	△99	貸出金	50
	大久保靖彦	—	—	当行社外監査役 蔵王ロープウェイ 株式会社代表 取締役	被所有 直接0.03	被保証	被保証	△11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

- (注) 1. 当行社外監査役笹島富二雄については弁理士業運転資金及び不動産購入資金の返済として行った取引であり、取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。
2. 当行社外監査役大久保靖彦については代表権を有している蔵王ロープウェイ(株)への貸出金39百万円について保証を行っております。取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	234.66	246.93
1株当たり当期純利益金額	円	7.46	9.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	3.25	4.14

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	50,750	52,375
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,314	20,348
(うち少数株主持分)	百万円	141	186
(うち優先株式発行金額)	百万円	20,000	20,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額) (注)	百万円	173	162
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	30,435	32,026
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	129,698	129,697

(注) 当連結会計年度末の当該優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当連結会計年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、前連結会計年度末の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前連結会計年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	1,314	1,579
普通株主に帰属しない金額	百万円	346	324
うち定時株主総会決議による優先配当額 (注1)	百万円	173	162
うち中間優先配当額 (注2)	百万円	173	162
普通株式に係る当期純利益	百万円	967	1,255
普通株式の期中平均株式数	千株	129,701	129,698
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	346	324
うち定時株主総会決議による優先配当額 (注1)	百万円	173	162
うち中間優先配当額 (注2)	百万円	173	162
普通株式増加数	千株	273,972	251,927
うち優先株式	千株	273,972	251,927
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注1) 当連結会計年度末の当該優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当連結会計年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、前連結会計年度末の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前連結会計年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(注2) 当連結会計年度については、平成23年9月30日を基準日として配当を実施した額を記載しております。

また、前連結会計年度については、平成22年9月30日を基準日として配当を実施した額を記載しております。

（重要な後発事象）

I 株式会社仙台銀行との経営統合合意について

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1. 本株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第Ⅰ種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものいたします。

2. 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

（1）本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

（2）株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

（注1）株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。

3. 当行の第Ⅲ種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の A 種優先株式 1 株を割当交付いたします。

4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の B 種優先株式 6.5 株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注 2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式 : 178,877,671 株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数 129,714,282 株 (平成 24 年 3 月末時点)、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数 7,591,100 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成 24 年 3 月末時点で当行が保有する自己株式 (16,521 株)、平成 24 年 3 月末時点で仙台銀行が保有する自己株式 (24,960 株) は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成 24 年 3 月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A 種優先株式 100,000,000 株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数 100,000,000 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。

B 種優先株式 130,000,000 株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数 20,000,000 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。

(注 3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を 1 単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式 : 100 株

A 種優先株式 : 100 株

B 種優先株式 : 100 株

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1 単元 (100 株) 未満の共同持株会社の株式 (以下「単元未満株式」といいます。) の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることが可能です。

3. 本株式移転の日程

平成24年3月31日	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日（両行）
平成24年4月26日	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成24年4月26日	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成24年6月26日	株式移転計画承認定時株主総会及び種類株主総会（両行）
平成24年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（当行）
平成24年10月1日（予定）	共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成24年10月1日（予定）	共同持株会社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

4. 本株式移転の当事会社の概要

（平成23年12月31日時点）

① 商 号	株式会社仙台銀行	
② 事業内容	普通銀行業務	
③ 設立年月日	昭和26年5月25日	
④ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	
⑤ 代 表 者	取締役頭取 三井 精一	
⑥ 資 本 金	22,485百万円	
⑦ 発行済株式数	普通株式 7,591,100株 第Ⅰ種優先株式 20,000,000株	
⑧ 預金残高（単体） （譲渡性預金含む）	880,502百万円	
⑨ 貸出金残高（単体）	498,873百万円	
⑩ 決 算 期	3月31日	
⑪ 業績概要	（単位：百万円）	
	決算期	23/3期
	純資産（連結）	12,137
	総資産（連結）	795,908
	経常収益（連結）	15,721
	経常利益（連結）	△1,408
	当期純利益（連結）	△6,739

5. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商 号	株式会社じもとホールディングス (英文表示: Jimoto Holdings, Inc.)		
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務		
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号		
④ 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長 三井 精一 (現仙台銀行頭取) 代表取締役社長 栗野 学 (現きらやか銀行頭取) 取締役 馬場 豊 (現仙台銀行専務取締役) 取締役 東海林賢市 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 鈴木 隆 (現仙台銀行常務取締役) 取締役 須藤庄一郎 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 御園生勇郎 (現仙台銀行常務取締役) 取締役 佐川 章 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 田中 達彦 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 芳賀 隆之 (現仙台銀行取締役) 取締役 坂本 行由 (現きらやか銀行取締役) 取締役(社外) 熊谷 満 (現仙台銀行取締役) 監査役 長谷部俊一 (現仙台銀行監査役) 監査役(社外) 笹島富二雄 (現きらやか銀行監査役) 監査役(社外) 菅野 國夫 (現仙台銀行監査役) 監査役(社外) 伊藤 吉明 (現きらやか銀行監査役) (注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。 (注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。		
⑤ 資 本 金	2,000百万円		
⑥ 資本準備金	500百万円		
⑦ 決 算 期	3月31日		

II 東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討開始について

当行は、平成24年6月7日開催の取締役会において、下記のとおり東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます。）に向けた検討を開始することを決議いたしました。

なお、公的資金の申請につきましては、平成24年10月1日に設立予定としております共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」（以下「じもとホールディングス」といいます。）設立後にじもとホールディングスに国の資本参加をいただき、同時に、じもとホールディングスより当行に対し増資を行うことで検討しております。

1. 公的資金の申請に向けた検討を開始する目的

当行では、既に平成21年9月、平成20年12月改正「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」による国の資本参加を受け、十分な自己資本が確保されておりますが、今般、仙台銀行との組織再編成による共同持株会社の設立にあたり、両行同一步調による震災復興支援を共同して推進していくためには、じもとホールディングスグループとして更なる自己資本の充実をはかり、当行についても仙台銀行と同様、資本を増強し貸出余力を創造することが必要と判断し、東日本大震災の特例による本件検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行 年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付及び適 格機関投資家限 定)	平成23年 1月26日	1,700	1,700	- 平成23年1月26日の翌 日から平成28年1月26 日まで 4.23% - 平成28年1月26日の翌 日以降 ロンドン銀行間市場に おける6ヵ月ユーロ円 ライボークに5.00%を加 算したもの	なし	平成33年 1月26日
	第2回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付及び適 格機関投資家限 定)	平成23年 2月25日	3,000	3,000	- 平成23年2月25日の翌 日から平成28年2月25 日まで 4.31% - 平成28年2月25日の翌 日以降 ロンドン銀行間市場に おける6ヵ月ユーロ円 ライボークに5.00%を加 算したもの	なし	平成33年 2月25日
	第3回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付・少人 数限定)	平成23年 3月15日	1,100	1,100	- 平成23年3月15日の翌 日から平成28年3月15 日まで 4.25% - 平成28年3月15日の翌 日以降 ロンドン銀行間市場に おける6ヵ月ユーロ円 ライボークに5.00%を加 算したもの	なし	平成33年 3月15日
合計	—	—	5,800	5,800	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における償還予定はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（％）	返済期限
借入金	1,600	9,640	0.23	—
借入金	1,600	9,640	0.23	平成24年6月～平成33年2月
1年以内に返済予定のリース債務	2	8	5.28	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	6	24	5.28	平成25年4月～平成29年1月

（注） 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	9,340	—	—	—	—
リース債務（百万円）	8	8	7	6	2

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

（参考）

営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況
該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が「注記事項(資産除去債務関係)」として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益（百万円）	6,161	12,718	19,184	25,881
税金等調整前四半期（当期）純利益金額(百万円)	800	1,180	1,624	1,606
四半期（当期）純利益金額(百万円)	782	1,121	1,503	1,579
1株当たり四半期（当期）純利益金額(円)	5.41	7.39	9.71	9.68

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額（△は1株当たり四半期純損失金額）(円)	5.41	1.98	2.31	△0.03

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
現金預け金	33,023	27,563
現金	30,702	23,538
預け金	2,320	4,025
コールローン	9,000	12,200
商品有価証券	223	227
商品国債	3	—
商品地方債	220	227
有価証券	※1, ※7, ※14 253,566	※1, ※7, ※14 282,652
国債	109,899	89,311
地方債	3,437	26,948
社債	71,192	101,753
株式	6,942	7,300
その他の証券	62,094	57,337
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8, ※15 891,950	※2, ※3, ※4, ※5, ※8, ※15 926,593
割引手形	※6 10,917	※6 11,656
手形貸付	51,625	50,651
証書貸付	749,398	781,976
当座貸越	80,008	82,308
外国為替	447	533
外国他店預け	444	526
買入外国為替	0	—
取立外国為替	3	7
その他資産	7,002	5,906
未決済為替貸	131	179
前払費用	3	2
未収収益	1,159	1,325
金融派生商品	1	0
その他の資産	※7 5,706	※7 4,397
有形固定資産	※10, ※11 17,448	※10, ※11 16,682
建物	5,529	5,150
土地	※9 11,141	※9 10,830
建設仮勘定	—	12
その他の有形固定資産	778	689
無形固定資産	1,529	825
ソフトウェア	1,363	658
その他の無形固定資産	166	166
繰延税金資産	4,776	4,769
支払承諾見返	7,761	6,979
貸倒引当金	△16,205	△15,347
資産の部合計	1,210,524	1,269,586

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
負債の部		
預金	※7 1,125,261	※7 1,166,270
当座預金	26,087	33,355
普通預金	350,145	381,803
貯蓄預金	2,274	2,106
通知預金	4,914	6,039
定期預金	722,867	728,560
定期積金	12,545	12,103
その他の預金	6,424	2,301
譲渡性預金	8,150	8,220
コールマネー	—	※7 10,000
借入金	※7 1,600	※7 9,640
借入金	※12 1,600	※12 9,640
外国為替	21	15
売渡外国為替	8	15
未払外国為替	12	0
社債	※13 5,800	※13 5,800
その他負債	4,680	4,479
未決済為替借	243	380
未払法人税等	70	101
未払費用	2,965	2,554
前受収益	687	553
従業員預り金	142	172
給付補てん備金	35	24
金融派生商品	2	0
資産除去債務	115	102
その他の負債	417	591
退職給付引当金	3,501	3,541
役員退職慰労引当金	111	—
睡眠預金払戻損失引当金	314	263
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,718	※9 2,287
支払承諾	7,761	6,979
負債の部合計	1,159,920	1,217,498

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
純資産の部		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	24,178	24,178
資本準備金	15,641	15,641
その他資本剰余金	8,536	8,536
利益剰余金	※16 5,417	※16 6,382
利益準備金	162	307
その他利益剰余金	5,254	6,075
繰越利益剰余金	5,254	6,075
自己株式	△1	△1
株主資本合計	47,294	48,259
その他有価証券評価差額金	△493	△149
土地再評価差額金	※9 3,803	※9 3,977
評価・換算差額等合計	3,310	3,828
純資産の部合計	50,604	52,087
負債及び純資産の部合計	1,210,524	1,269,586

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
経常収益	25,643	25,278
資金運用収益	21,861	21,651
貸出金利息	19,051	18,417
有価証券利息配当金	2,742	3,173
コールローン利息	29	27
預け金利息	3	3
金利スワップ受入利息	2	—
その他の受入利息	32	27
役務取引等収益	2,784	2,883
受入為替手数料	990	963
その他の役務収益	1,794	1,919
その他業務収益	505	373
外国為替売買益	16	16
商品有価証券売買益	—	0
国債等債券売却益	478	354
国債等債券償還益	9	0
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	492	369
償却債権取立益	—	160
株式等売却益	260	0
その他の経常収益	232	208
経常費用	23,678	23,642
資金調達費用	2,497	1,942
預金利息	2,153	1,657
譲渡性預金利息	8	16
コールマネー利息	0	0
借入金利息	1	19
社債利息	330	248
金利スワップ支払利息	3	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,704	1,501
支払為替手数料	366	359
その他の役務費用	1,337	1,141
その他業務費用	189	1,206
商品有価証券売買損	0	—
国債等債券売却損	133	1,185
国債等債券償還損	42	21
国債等債券償却	12	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業経費	17,127	16,828
その他経常費用	2,159	2,162
貸倒引当金繰入額	—	880
貸出金償却	618	401
株式等売却損	301	249
株式等償却	856	217
その他の経常費用	381	413
経常利益	1,964	1,636
特別利益	371	160
固定資産処分益	52	7
貸倒引当金戻入益	※2 24	※2 153
償却債権取立益	294	—
特別損失	1,182	323
固定資産処分損	29	37
減損損失	※1 256	※1 286
貸倒引当金繰入額	806	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	—
税引前当期純利益	1,153	1,472
法人税、住民税及び事業税	45	32
法人税等調整額	△62	△96
法人税等合計	△17	△64
当期純利益	1,170	1,536

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,700	17,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,700	17,700
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,641	15,641
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,641	15,641
その他資本剰余金		
当期首残高	8,536	8,536
当期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当期変動額合計	△0	—
当期末残高	8,536	8,536
資本剰余金合計		
当期首残高	24,178	24,178
当期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当期変動額合計	△0	—
当期末残高	24,178	24,178
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	25	162
当期変動額		
利益準備金の積立	136	144
当期変動額合計	136	144
当期末残高	162	307
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,783	5,254
当期変動額		
利益準備金の積立	△136	△144
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,170	1,536
土地再評価差額金の取崩	118	153
当期変動額合計	471	820
当期末残高	5,254	6,075

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,809	5,417
当期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,170	1,536
土地再評価差額金の取崩	118	153
当期変動額合計	607	965
当期末残高	5,417	6,382
自己株式		
当期首残高	△0	△1
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	△1	△1
株主資本合計		
当期首残高	46,687	47,294
当期変動額		
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,170	1,536
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	118	153
当期変動額合計	606	965
当期末残高	47,294	48,259
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,081	△493
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,574	344
当期変動額合計	△1,574	344
当期末残高	△493	△149
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	—
当期変動額合計	1	—
当期末残高	—	—
土地再評価差額金		
当期首残高	3,921	3,803

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△118	173
当期変動額合計	△118	173
当期末残高	3,803	3,977
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,001	3,310
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,691	518
当期変動額合計	△1,691	518
当期末残高	3,310	3,828
純資産合計		
当期首残高	51,688	50,604
当期変動額		
剰余金の配当	△681	△724
当期純利益	1,170	1,536
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	118	153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,691	518
当期変動額合計	△1,084	1,483
当期末残高	50,604	52,087

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：15年～50年 その他：3年～6年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費 3年間の均等償却を行っております。 社債発行費 社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 なお、繰延資産はその他資産に含めて計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31 日)
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,215百万円(前事業年度末は8,005百万円)であります。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,546百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理しております。 (4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
9. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。 また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【追加情報】

当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月 4 日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前事業年度については遡及処理を行っておりません。 (役員退職慰労引当金) 平成23年 5 月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成23年 6 月28日開催の第163期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分118百万円については「その他負債」に含めて計上しております。

【注記事項】
(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
株 式 出資金	1,030百万円 －百万円	1,035百万円 －百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
破綻先債権額	1,749百万円	1,812百万円
延滞債権額	45,043百万円	43,662百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
3カ月以上延滞債権額	453百万円	－百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
貸出条件緩和債権額	4,186百万円	4,091百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
合計額	51,433百万円	49,565百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
	10,917百万円	11,656百万円

※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
担保に供している資産		
有価証券	14,442百万円	31,823百万円
その他	6 "	5 "
計	14,448 "	31,828 "
担保に対応する債務		
預金	853 "	587 "
コールマネー	— "	10,000 "
借入金	1,300 "	9,340 "

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
有価証券	29,492百万円	15,151百万円
また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。		
	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
保証金	685百万円	572百万円

※ 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
融資未実行残高	73,338百万円	72,532百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	63,399百万円	62,803百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 9. 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年 3 月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
6,143百万円	6,216百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
減価償却累計額	17,959百万円	18,282百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	1,802百万円 (－百万円)	1,748百万円 (－百万円)

※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
劣後特約付借入金	300百万円	300百万円

※13. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
劣後特約付社債	5,800百万円	5,800百万円

※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
7,759百万円	9,205百万円

※15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
166百万円	65百万円

※16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
136百万円	144百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 減損損失

当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分(エリアに属する店舗グループ、エリアに属さないそれぞれの店舗)ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	141
遊休	建物	山形県	22
遊休	土地	宮城県	77
遊休	建物	宮城県	13
遊休	土地	新潟県	1
合計			256

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	265
遊休	建物	山形県	1
遊休	その他	山形県	0
遊休	その他	新潟県	1
遊休	建物	東京都	16
遊休	その他	東京都	0
合計			286

※ 2. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度		当事業年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災 の影響による貸倒引 当金の戻入益)	24百万円 (一百万円)	貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災 の影響による貸倒引 当金の戻入益)	153百万円 (153百万円)

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4	12	0	16	(注)
合 計	4	12	0	16	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加 12千株

単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 0千株

II 当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	16	0	—	16	(注)
合 計	16	0	—	16	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加 0千株

単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 一千株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

当該リース契約の締結はありません。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,753	1,273	479
無形固定資産	1,065	842	223
合 計	2,818	2,115	703

当事業年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,628	1,422	205
無形固定資産	695	616	78
合 計	2,323	2,039	284

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1 年内	450	284
1 年超	317	33
合 計	767	317

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	529	474
減価償却費相当額	465	418
支払利息相当額	44	23

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	1,013	1,018
関連会社株式	17	17
合計	1,030	1,035

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	7,267 百万円	6,630 百万円
税務上の繰越欠損金	2,920	1,130
その他有価証券評価差額金	199	52
退職給付引当金	1,416	1,276
減価償却費の償却超過額	245	201
役員退職慰労引当金	44	—
その他	2,062	1,822
繰延税金資産小計	14,156	11,112
評価性引当額	△9,372	△6,335
繰延税金資産合計	4,784	4,777
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	△8	△7
繰延税金負債合計	△8	△7
繰延税金資産の純額	4,776 百万円	4,769 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.44 %	40.44 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.18	1.53
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.39	△4.09
住民税均等割等	2.61	2.03
評価性引当金の増減	△43.24	△74.83
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	30.89
その他	1.89	△0.32
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.51 %	△4.35 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.44%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.75%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.38%となります。この税率変更により、繰延税金資産は462百万円減少し、法人税等調整額は462百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は327百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は47百万円減少し、法人税等調整額は47百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業店舗及び営業店舗用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を取得から18～50年と見積もり、割引率は使用見込期間に応じて1.6～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注）	113 百万円	115 百万円
有形固定資産の取得に伴う 増加額	— 百万円	6 百万円
時の経過による調整額	2 百万円	1 百万円
資産除去債務の履行による 減少額	— 百万円	△21 百万円
期末残高	115 百万円	102 百万円

（注） 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	234.62	246.15
1株当たり当期純利益金額	円	6.35	9.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	2.90	4.02

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	50,604	52,087
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,173	20,162
(うち優先株式発行金額)	百万円	20,000	20,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額) (注)	百万円	173	162
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	30,430	31,925
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	129,698	129,697

(注) 当事業年度末の当該優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当事業年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、前事業年度末の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前事業年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	1,170	1,536
普通株主に帰属しない金額	百万円	346	324
うち定時株主総会決議による優先配当額(注1)	百万円	173	162
うち中間優先配当額(注2)	百万円	173	162
普通株式に係る当期純利益	百万円	824	1,212
普通株式の期中平均株式数	千株	129,701	129,698
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	346	324
うち定時株主総会決議による優先配当額(注1)	百万円	173	162
うち中間優先配当額(注2)	百万円	173	162
普通株式増加数	千株	273,972	251,927
うち優先株式	千株	273,972	251,927
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注1) 当事業年度末の当該優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当事業年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、前事業年度末の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前事業年度に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(注2) 当事業年度については、平成23年9月30日を基準日として配当を実施した額を記載しております。

また、前事業年度については、平成22年9月30日を基準日として配当を実施した額を記載しております。

（重要な後発事象）

I 株式移転による経営統合について

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1. 本株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第Ⅰ種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2. 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

（1）本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

（2）株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

（注1）株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。

3. 当行の第Ⅲ種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の A 種優先株式 1 株を割当交付いたします。
4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の B 種優先株式 6.5 株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注 2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式 : 178,877,671 株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数 129,714,282 株 (平成 24 年 3 月末時点)、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数 7,591,100 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成 24 年 3 月末時点で当行が保有する自己株式 (16,521 株)、平成 24 年 3 月末時点で仙台銀行が保有する自己株式 (24,960 株) は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成 24 年 3 月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A 種優先株式 100,000,000 株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数 100,000,000 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。

B 種優先株式 130,000,000 株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数 20,000,000 株 (平成 24 年 3 月末時点) に基づいて算出しております。

(注 3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を 1 単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式 : 100 株

A 種優先株式 : 100 株

B 種優先株式 : 100 株

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1 単元 (100 株) 未満の共同持株会社の株式 (以下「単元未満株式」といいます。) の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3. 本株式移転の日程

平成 24 年 3 月 31 日	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日 (両行)
平成 24 年 4 月 26 日	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会 (両行)
平成 24 年 4 月 26 日	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成 (両行)

平成24年 6 月26日 株式会社移転計画承認時株主総会及び種類株主総会（両行）
 平成24年 9 月26日（予定） 東京証券取引所上場廃止日（当行）
 平成24年10月 1 日（予定） 共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）
 平成24年10月 1 日（予定） 共同持株会社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

4. 本株式移転の当事会社の概要

（平成23年12月31日時点）

① 商 号	株式会社仙台銀行	
② 事業内容	普通銀行業務	
③ 設立年月日	昭和26年 5 月25日	
④ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号	
⑤ 代 表 者	取締役頭取 三井 精一	
⑥ 資 本 金	22,485百万円	
⑦ 発行済株式数	普通株式 7,591,100株 第 I 種優先株式 20,000,000株	
⑧ 預金残高（単体） （譲渡性預金含む）	880,502百万円	
⑨ 貸出金残高（単体）	498,873百万円	
⑩ 決 算 期	3 月31日	
⑪ 業績概要	（単位：百万円）	
	決算期	23/3 期
	純資産(連結)	12,137
	総資産(連結)	795,908
	経常収益(連結)	15,721
	経常利益(連結)	△1,408
	当期純利益(連結)	△6,739

5. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商 号	株式会社じもとホールディングス (英文表示：Jimoto Holdings, Inc.)																																																		
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務																																																		
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号																																																		
④ 代表者及び役員の 就任予定	<table><tr><td>代表取締役会長</td><td>三井 精一</td><td>(現仙台銀行頭取)</td></tr><tr><td>代表取締役社長</td><td>栗野 学</td><td>(現きらやか銀行頭取)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>馬場 豊</td><td>(現仙台銀行専務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>東海林賢市</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>鈴木 隆</td><td>(現仙台銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>須藤庄一郎</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>御園生勇郎</td><td>(現仙台銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>佐川 章</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>田中 達彦</td><td>(現きらやか銀行常務取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>芳賀 隆之</td><td>(現仙台銀行取締役)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>坂本 行由</td><td>(現きらやか銀行取締役)</td></tr><tr><td>取締役(社外)</td><td>熊谷 満</td><td>(現仙台銀行取締役)</td></tr><tr><td>監査役</td><td>長谷部俊一</td><td>(現仙台銀行監査役)</td></tr><tr><td>監査役(社外)</td><td>笹島富二雄</td><td>(現きらやか銀行監査役)</td></tr><tr><td>監査役(社外)</td><td>菅野 國夫</td><td>(現仙台銀行監査役)</td></tr><tr><td>監査役(社外)</td><td>伊藤 吉明</td><td>(現きらやか銀行監査役)</td></tr></table> (注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。 (注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。			代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行頭取)	代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行頭取)	取締役	馬場 豊	(現仙台銀行専務取締役)	取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行常務取締役)	取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行常務取締役)	取締役	佐川 章	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行取締役)	取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行取締役)	取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行取締役)	監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行監査役)	監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行監査役)	監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行監査役)	監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行監査役)
代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行頭取)																																																	
代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行頭取)																																																	
取締役	馬場 豊	(現仙台銀行専務取締役)																																																	
取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行常務取締役)																																																	
取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行常務取締役)																																																	
取締役	佐川 章	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行常務取締役)																																																	
取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行取締役)																																																	
取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行取締役)																																																	
取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行取締役)																																																	
監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行監査役)																																																	
監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行監査役)																																																	
監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行監査役)																																																	
監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行監査役)																																																	
⑤ 資 本 金	2,000百万円																																																		
⑥ 資本準備金	500百万円																																																		
⑦ 決 算 期	3月31日																																																		

II 東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討開始について

当行は、平成24年6月7日開催の取締役会において、下記のとおり東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます。）に向けた検討を開始することを決議いたしました。

なお、公的資金の申請につきましては、平成24年10月1日に設立予定としております共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」（以下「じもとホールディングス」といいます。）設立後にじもとホールディングスに国の資本参加をいただき、同時に、じもとホールディングスより当行に対し増資を行うことで検討しております。

1. 公的資金の申請に向けた検討を開始する目的

当行では、既に平成21年9月、平成20年12月改正「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」による国の資本参加を受け、十分な自己資本が確保されておりますが、今般、仙台銀行との組織再編成による共同持株会社の設立にあたり、両行同一歩調による震災復興支援を共同して推進していくために

は、じもとホールディングスグループとして更なる自己資本の充実をはかり、当行についても仙台銀行と同様、資本を増強し貸出余力を創造することが必要と判断し、東日本大震災の特例による本件検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

III 吸収分割について

当行は、平成24年3月23日開催の取締役会において、平成24年5月21日を効力発生日として、吸収分割により、当行事業再生部が所管する取引先の債権管理・再生支援・回収業務その他の関連業務の事業に関する権利義務等をきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社（以下「本件子会社」という。）に承継させることを決議するとともに、同日付で吸収分割契約を締結しておりましたが、平成24年5月11日付で関係当局の認可を取得し、平成24年5月21日に本会社分割を実施いたしました。

1. 結合当事企業の名称

（吸収分割会社）	株式会社きらやか銀行（当行）
（吸収分割承継会社）	きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社 （当行の100%連結子会社）

2. 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

貸出債権等に係る債権管理業務・再生支援業務・回収業務その他の関連業務

3. 企業結合日（本会社分割の効力発生日）

平成24年5月21日

4. 企業結合の法的形式

当行を吸収分割会社とし、本件子会社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割です。

5. 取引の目的を含む取引の概要

当行は、経営方針である「地域の皆様と共に生きる」に基づく最重点施策である「本業支援」の一環として、取引先企業の再生支援のため更なるコンサルティング機能の発揮を目指しております。そのために、平成23年2月22日設立した本件子会社との間で、簡易・吸収分割の手法により会社分割を行い、従来当行事業再生部が所管する企業再生支援、債権管理、回収に関する業務の権利義務等を本件子会社に承継し、企業再生支援に集中的に取り組んでまいります。また、平成24年3月23日に株式会社日本政策投資銀行との間で資本及び業務提携を締結しており、同行からの高度な再生支援ノウハウや資金を活用し、企業再生支援に取り組んでまいります。

6. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

7. 会社分割によって移転された資産及び負債の適正な帳簿価額

現金預け金	500 百万円
貸出金	12,559 百万円
貸倒引当金	△8,208 百万円
資産の部合計	<u>4,850 百万円</u>
その他負債	<u>3 百万円</u>
負債の部合計	<u>3 百万円</u>

8. 会社分割の対価として取得した子会社株式の取得原価と割当てを受けた株式数

取得原価	4,847 百万円
割当てを受けた株式数	普通株式 100,240 株

なお、交付する普通株式数は、両者が協議の上決定しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	20,008	52	240 (18)	19,820	14,669	394	5,150
土地	11,141	15	326 (265)	10,830	—	—	10,830
建設仮勘定	—	40	28	12	—	—	12
その他の有形固定資産	4,259	86	44 (2)	4,301	3,612	172	689
有形固定資産計	35,408	195	639 (286)	34,964	18,282	567	16,682
無形固定資産							
ソフトウェア	4,633	128	—	4,762	4,103	833	658
その他の無形固定資産	166	—	0	166	—	—	166
無形固定資産計	4,800	128	0	4,928	4,103	833	825

(注1) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	16,205	15,347	1,585	14,619	15,347
一般貸倒引当金	2,889	2,167	—	2,889	2,167
個別貸倒引当金	13,316	13,179	1,585	11,730	13,179
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
役員退職慰労金引当金	111	7	—	118	—
睡眠預金払戻損失引当金	314	72	122	—	263
計	16,631	15,426	1,708	14,738	15,610

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

役員退職慰労金引当金・・・・・・打ち切り支給に伴うその他負債への振替額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	70	101	68	1	101
未払法人税等	30	29	30	—	29
未払事業税	40	72	38	1	72

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成24年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金3,271百万円、他の金融機関への預け金754百万円であります。
その他の証券	外国証券38,807百万円、受益証券18,348百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息763百万円及び有価証券利息453百万円その他であります。
その他の資産	前払年金費用2,555百万円、保証金572百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金1,630百万円、納税準備預金338百万円、外貨預金332百万円その他であります。
未払費用	預金利息1,619百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息538百万円その他であります。
その他の負債	仮受金314百万円、預金利子税等預り金79百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び山形市において発行する山形新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kirayaka.co.jp
株主に対する特典	ありません。

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定められています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行が直接取り扱います。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第163期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

平成23年 6 月28日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

第163期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

平成23年 6 月28日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第164期第 1 四半期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)

平成23年 8 月 8 日 関東財務局長に提出。

第164期第 2 四半期(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

平成23年11月25日 関東財務局長に提出。

第164期第 3 四半期(自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)

平成24年 2 月13日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成23年 7 月 1 日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 7 号 (吸収分割) の規定に基づく臨時報告書

平成24年 3 月23日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 (株式移転) の規定に基づく臨時報告書

平成24年 4 月26日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 和 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年4月26日開催の取締役会において、株式会社仙台銀行と共同持株会社を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、経営統合合意書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年6月7日開催の取締役会において、東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討を開始することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社きらやか銀行の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社きらやか銀行が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 和 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第164期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きらやか銀行の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年4月26日開催の取締役会において、株式会社仙台銀行と共同持株会社を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、経営統合合意書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年6月7日開催の取締役会において、東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討を開始することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【会社名】	株式会社きらやか銀行
【英訳名】	Kirayaka Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 栗野 学
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社きらやか銀行 東京支店 (東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取栗野学は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の経常収益の概ね2／3に達している当行を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として貸出金、有価証券及び預金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当ありません。

5 【特記事項】

該当ありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【会社名】	株式会社きらやか銀行
【英訳名】	Kirayaka Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 栗野 学
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社きらやか銀行 東京支店 (東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取栗野学は、当行の第164期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。